

平成 24 年度 財務諸表解説

平成 26 年 2 月

独立行政法人
産業技術総合研究所

1. 目次

1. はじめに	3
1.1. 凡例	3
2. 法人の概要	3
2.1. 産総研のミッション	3
2.1.1. 産総研の業務	3
2.1.2. 産総研の研究推進戦略	4
2.1.3. 産総研のイノベーション推進戦略	4
2.2. 中期目標期間	5
2.3. 産総研の規模・機構	5
2.3.1. 研究実施体制	5
2.3.2. 会計関連業務の分担体制	6
2.4. 法人の会計方針	6
3. 独立行政法人の会計制度	8
3.1. 政府出資	9
3.2. 運営費交付金	9
3.3. 施設整備費補助金	9
3.4. 目的積立金	9
3.5. 自己収入（受託収入等）	10
3.6. 独立行政法人固有の会計処理	10
3.6.1. 運営費交付金に係る会計処理	10
3.6.2. 施設費に係る会計処理	10
3.6.3. 自己収入（受託収入等）	10
3.6.4. 特定償却資産に係る会計処理	11
3.6.5. 中期目標期間最終年度における会計処理	12
4. 平成 24 年度決算の特記事項	13
4.1. 財産の処分	13
4.1.1. 九州センター直方サイト	13
4.1.2. 中部センター瀬戸サイト	13
4.1.3. 固定資産の減損の認識	13
4.2. 福島再生可能エネルギー研究開発拠点	14
4.3. セグメント区分の変更	15
4.4. 市場化テスト（公共サービス改革）	15
4.5. 売却した土地の土壌汚染に係る瑕疵担保責任について	15
4.6. 組織統合の凍結	15
5. 運営状況及び財政状態の概要	16

5.1.	貸借対照表	16
5.1.1.	有形固定資産	17
5.1.2.	資本金及び資本剰余金	17
5.1.3.	利益剰余金	17
5.2.	損益計算書	19
5.2.1.	経常費用	20
5.2.2.	経常収益	20
5.3.	キャッシュ・フロー計算書	21
5.4.	行政サービス実施コスト計算書	21
6.	収入及び支出決算の概要	22
6.1.	収入決算	22
6.1.1.	受託収入	24
6.1.2.	その他収入	25
6.2.	支出決算	26
7.	財務指標（財務分析）	27
7.1.	財務指標比較	27
7.1.1.	法人規模	28
7.1.2.	収益性分析	28
7.1.3.	効率性分析	28
7.1.4.	安全性分析	28
7.1.5.	その他の財務指標	28
7.2.	その他の財務分析	29
7.2.1.	収入対資産比率	30
7.2.2.	収入対支出比率	30

1. はじめに

独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資するため、旧工業技術院に置かれていた 15 の試験研究所及び旧通商産業省に置かれていた計量教習所を統合し、平成 13 年 4 月に発足した。

中央省庁等改革基本法（平成 10 年 6 月 12 日法律第 103 号）において、独立行政法人は業務の実施にあたって「効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自立性、自発性及び透明性」を備えるべく制度設計されており、独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号、以下「通則法」という。）に基づき、毎事業年度財務諸表を作成し、これを公表しなければならないとされている。

独立行政法人の財務諸表は、第一に当該法人の業務の遂行状況についての適確な把握に資すること、第二に当該法人の業務の適正な評価に資するため、独立行政法人会計基準に従って作成される。

ただし、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算を前提としないなどの独立行政法人の特殊性を考慮して、独立行政法人会計基準は企業会計原則に必要な修正が加えら

2. 法人の概要

産総研は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とし（独立行政法人産業技術総合研究所法（平成 11 年 2 月 22 日法律第 203 号、以下「産総研法」という。）第 3 条）、平成 13 年 4 月に旧工業技術院の研究所等を統合して発足した、国内最大級の公的研究機関である。

2.1. 産総研のミッション

2.1.1. 産総研の業務

産総研の業務の範囲は、産総研法第 11 条第 1 項各号に以下のとおり定められている。

れたものとなっており、その結果、通常業務を行った場合には基本的には損益がフラットになるように設計されている。

このため、損益計算書は企業のように経営成績ではなく運営状況を表すものとされており、研究開発型¹の独立行政法人である産総研においても同様である。

以上のように財務諸表の解釈に留意すべき点があるとしても、そこに表れる運営状況ないし財政状態は国民への説明責任を果たすのみならず、経営上も有用な情報である。本書はこの目的のため、産総研の平成 24 年度財務諸表に解説を加え、財務指標等の分析を試み、会計情報を活用して業務運営の効率化の推進に資するために執筆された。

1.1. 凡例

- ① 本文中においては、断りのない限り表示桁未満を四捨五入。
- ② 図表においては、断りのない限り各項目の表示桁未満を四捨五入するため、合計と一致しないことがある。

¹ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 21 年 7 月 10 日法律第 76 号）別表に掲げられる 37 独立行政法人を指す。

- ① 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。（第 1 号業務）
- ② 地質の調査を行うこと。（第 2 号業務）
- ③ 計量の標準を設定すること、計量器の検定、検査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと並びに計量に関する教習を行うこと。（第 3 号業務）
- ④ 前三号の業務に係る技術指導及び成果の普及を行うこと。（第 4 号業務）
- ⑤ 産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）第 2 条第 2 項に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を促進すること。
- ⑥ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

これらの業務をそれぞれ、第 1 号業務、第 2 号業務のように呼ぶことがあり、支出に係るセグメントも原則としてこの分類に従っている。

(図 1)

また、同条第 2 項では計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 148 条第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査を行うことが規定されている。

これら産総研が実施する業務の方法は、独立行政法人産業技術総合研究所業務方法書（以下、「業務方法書」という）に定められており、例えば第 1 号業務（鈹工業の科学技術に関する研究及び開発）の方法の一つとして、受託研究（第 4 条）や共同研究（第 6 条）を実施することができる。

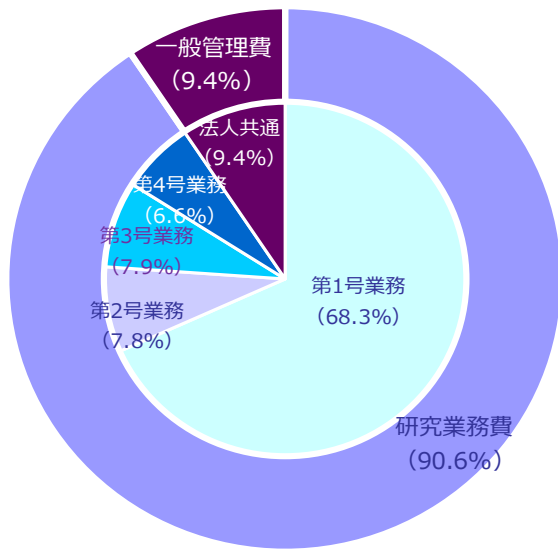


図 1 事業費用のセグメント別内訳

2.1.2. 産総研の研究推進戦略

産総研では、新成長戦略を踏まえた中期目標及び中期計画に従い、政府が実現を目指している「課題解決型国家」への貢献に向けて、「21 世紀型課題の解決」、「オープンイノベーションハブ機能の強化」を大きな柱に位置付けている。

「21 世紀型課題の解決」を実現するために、「グリーン・イノベーションの推進」、「ライフ・イノベーションの推進」、さらには「先端技術開発の推進」、「知的基盤の整備」に重点的に取り組んでいる。（図 2）

2.1.3. 産総研のイノベーション推進戦略

産総研は多様な人材や組織・機関を集積させ、海外の機関とのネットワークを効果的に活用しながら、産業界に魅力的なプロジェクトを推進している。また、研究成果の蓄積、先端的研究インフラの整備、人材の育成を継続的に進め、さらには研究開発や産業化に関わる研究支援体制の強化を中長期的な視野で行っている。

具体的には、以下のハブ機能強化のための 3 つのステージを設定し、それらに対する戦略的な取り組みを推進している。

- ステージ 1：有望シーズを生み出す
- ステージ 2：筋のよい技術に育てる
- ステージ 3：市場への出口をつくる

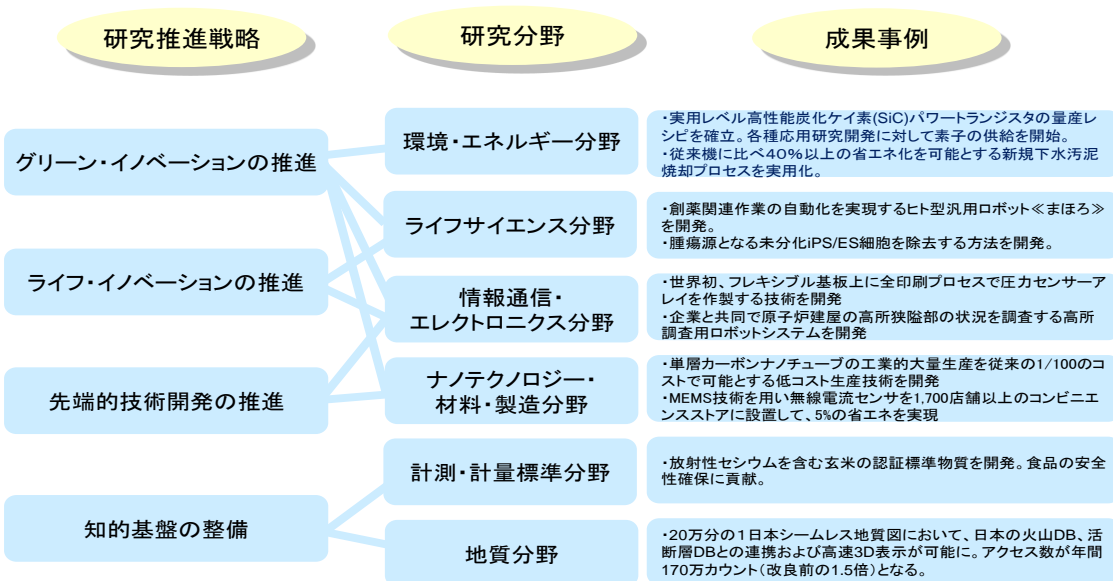


図 2 研究推進戦略

2.2. 中期目標期間

平成 24 年度は、産総研の第 3 期の中期目標期間の 3 年目にあたる。第 2 期の開始時には、産総研は公務員型から非公務員型の独立行政法人に移行した。

第1期	平成 13 年度	～	平成 16 年度
第2期	平成 17 年度	～	平成 21 年度
第3期	平成 22 年度	～	平成 26 年度

なお、各事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである（通則法第 36 条）。

2.3. 産総研の規模・機構

(1) 収入・人員の規模

産総研の平成 24 年度の収入決算額は 904 億円、うち 578 億円（64.0%）を所管府省である経済産業省からの運営費交付金に依存する。また、法人の財産的基礎を築くための同省からの施設整備費補助金は 97 億円（10.7%）であり、その他受託収入等（以下、「自己収入」という。）が 229 億円（25.3%）である。〔6.1 参照〕

常勤職員数は平成 24 年 4 月 1 日現在で 2,949 名を擁し、研究職員 2,288 名（77.6%）及び事務職員 661 名（22.4%）から構成される。

(2) 全国の研究拠点（地域センター）

産総研は、主たる事務所である東京本部を東京都千代田区に置き、東京本部の業務を支援する事務所であるつくば本部を茨城県つくば市に置く。

研究を行う拠点（地域センター）は全国に 9 つ設置しており、各地域の産業の特性や政策の方向性を考慮しつつ、我が国全体の発展に資することを目的としている（図 3）。

平成 24 年 4 月 1 日現在、法人の総敷地面積は 241 万 m²、総延床面積は 76 万 m²である。



図 3 全国の研究拠点（地域センター）

2.3.1. 研究実施体制

(1) 研究ユニット

産総研の研究実施単位は研究ユニットであり、平成 24 年 4 月 1 日現在で研究センター 21、研究部門 20、研究ラボ 1 を設置し、社会的要請の変化に応えた機動的な組織の見直しを図っている。

研究センター	<ul style="list-style-type: none"> 重要課題解決に向けた短期集中的研究展開（最長 7 年） 研究資源（予算、人、スペース）の優先投入 トップダウン型マネージメント
研究部門	<ul style="list-style-type: none"> 一定の継続性をもった研究展開とシーズ発掘 ボトムアップ型テーマ提言 長のリーダーシップによるマネージメント
研究ラボ	<ul style="list-style-type: none"> 異分野融合の促進、行政ニーズへの機動的対応 新しい研究センター、研究部門の立ち上げに向けた研究推進

(2) 研究分野

産総研の研究分野はライフサイエンス、情報通信・エレクトロニクス、ナノテクノロジー・材料・製造、環境・エネルギー、地質、計測・計量標準の 6 つにわたる（図 4）。各研究ユニットは、いずれかの分野に所属する。

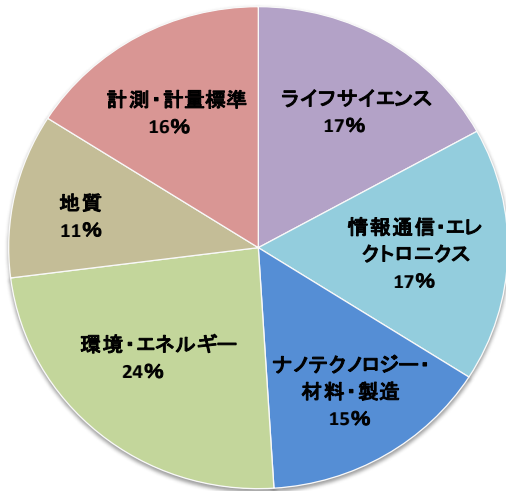


図 4 研究分野別の研究職員構成
(平成 24 年 4 月 1 日現在)

2.3.2. 会計関連業務の分担体制

産総研の調達（契約）、経理、資産管理等の会計業務は、財務部（図 5）及びつくばセンター及び地域センターに設置されている各研究業務推進部室並びに工事・工事関連役務等の契約に関しては研究環境整備部で分担している。また、受託研究等の契約に関しては、産学官連携推進部が担っている。

運営費交付金等に係る所内予算は企画本部及びイノベーション推進企画部が中心となって立案し、理事会に諮った後、財務部が配賦し、執行する（図 6）。

執行部門と分離したコンプライアンス推進本部はこれら会計関連業務を俯瞰し、リスク管理等の業務を担うとともに、同本部監査室は財務監査等の内部監査に加え、監事が行う監査の支援を行っている。

2.4. 法人の会計方針

運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用

費用が発生したときに、その費用の額と同額の運営費交付金債務を運営費交付金収益に振り替える。（運営費交付金財源により、利益又は損失が生ずることはない。）

減価償却の会計処理方法

定額法を採用

引当金の計上基準

貸倒引当金

個別に回収可能性を検討し計上

賞与引当金・退職給付引当金

受託研究費等の自己収入を財源とする場合には引当金を計上
運営費交付金を財源とする場合には引当金は計上せず注記

消費税等の会計処理

税抜方式による

財務部の組織及び所掌業務

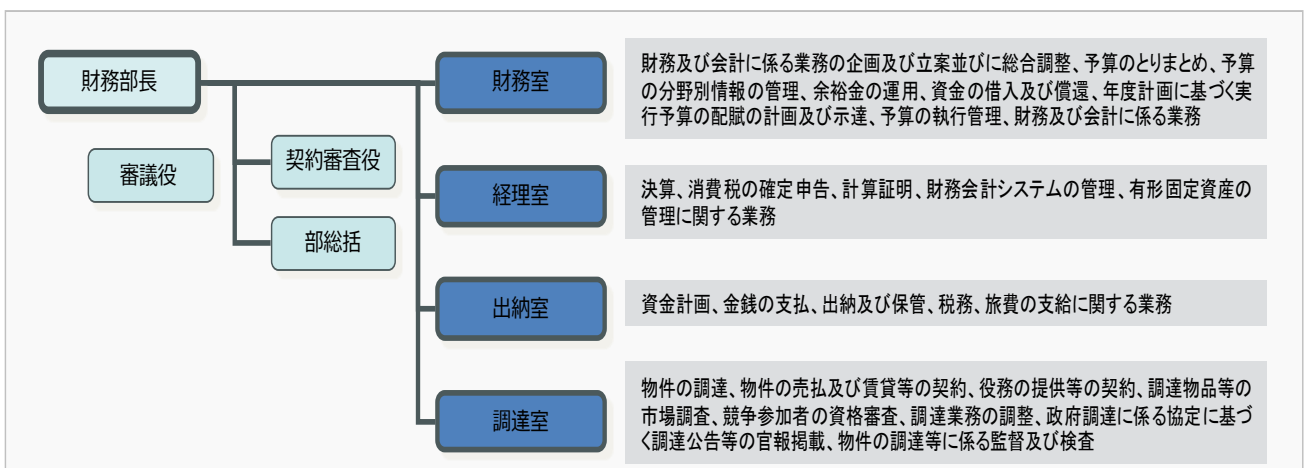


図 5 平成 24 年 4 月 1 日時点財務部の組織

研究推進組織の予算執行

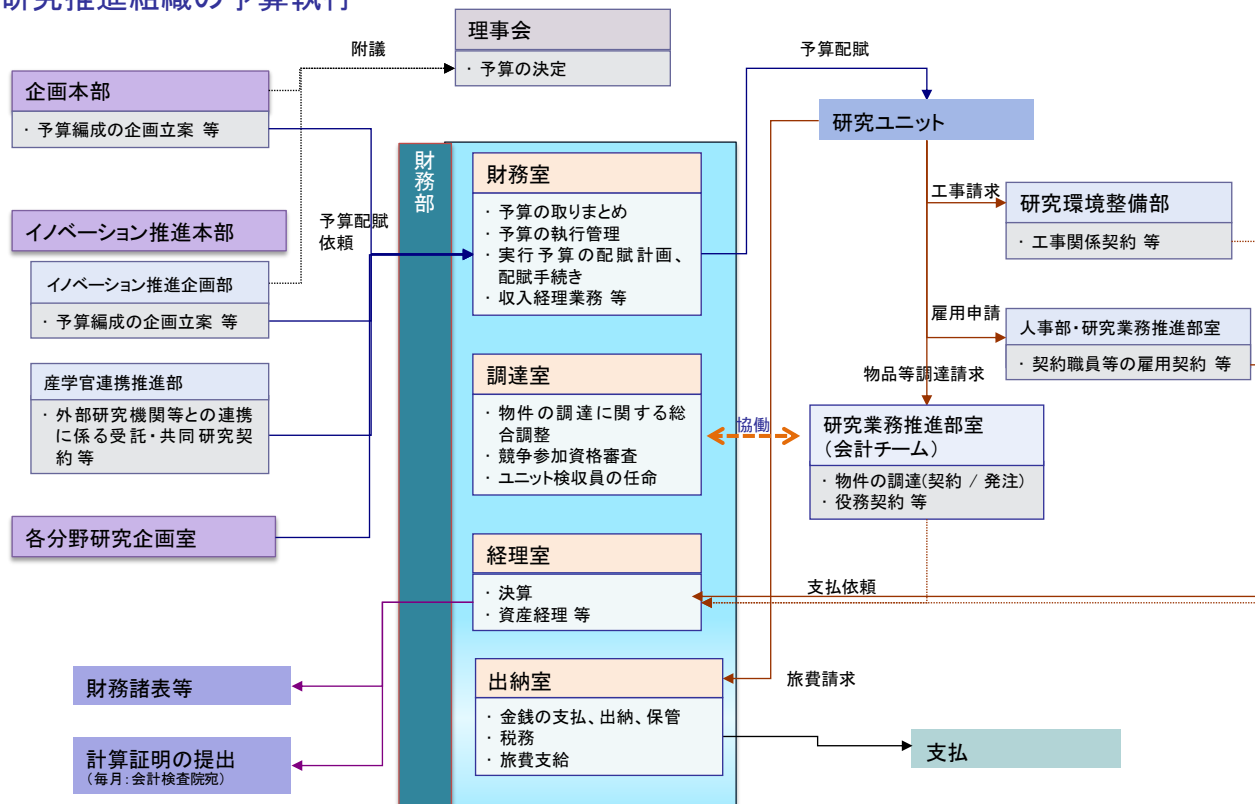


図 6 予算執行の流れ

3. 独立行政法人の会計制度

独立行政法人の主務大臣は、通則法に基づき、3 年以上 5 年以下の期間において当該法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下、「中期目標」という。）を定め、当該独立行政法人に指示する（第 29 条）。独立行政法人は、中期目標の指示を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下、「中期計画」という）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない（第 30 条）。

主務大臣は中期目標期間の終了時には、この評価委員会の意見を聴きつつ、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じる（同第 35 条）。

以上のように、独立行政法人の業務運営は中期目標期間を単位としていることに鑑み、独立行政法人の会計にあっては、事業年度のみならず中期目標期間を単位とする会計処理が規定されている。

(1) 独立行政法人の会計基準

独立行政法人の会計は、主務省令の定めるところにより、原則として企業会計原則による（通則法第 37 条）。

産総研の会計については、独立行政法人産業技術総合研究所の業務運営並びに財務及び会計

に関する省令（経済産業省令第 108 号、以下「産総研財会省令」という。）の定めるところによる。同令に定めのない事項に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものと規定されているが（同令第 8 条第 1 項）、同基準に優先して、平成 11 年 4 月 27 日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下、「独法会計基準」という）の適用を受ける（同第 3 項）。

(2) 財務諸表の作成及び監査

独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下、「財務諸表」という）を作成し、当該事業年度の終了後三ヶ月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない（通則法第 38 条）。

また、独立行政法人は、財務諸表等について、監事の監査の他、会計監査人の監査を受けなければならない（同第 39 条）。また、会計監査人は主務大臣が選任する（同第 40 条）。（図 7）

平成 24 年度における産総研の財務諸表等は、経済産業大臣が選任した有限責任監査法人トーマツが会計監査人として監査した。

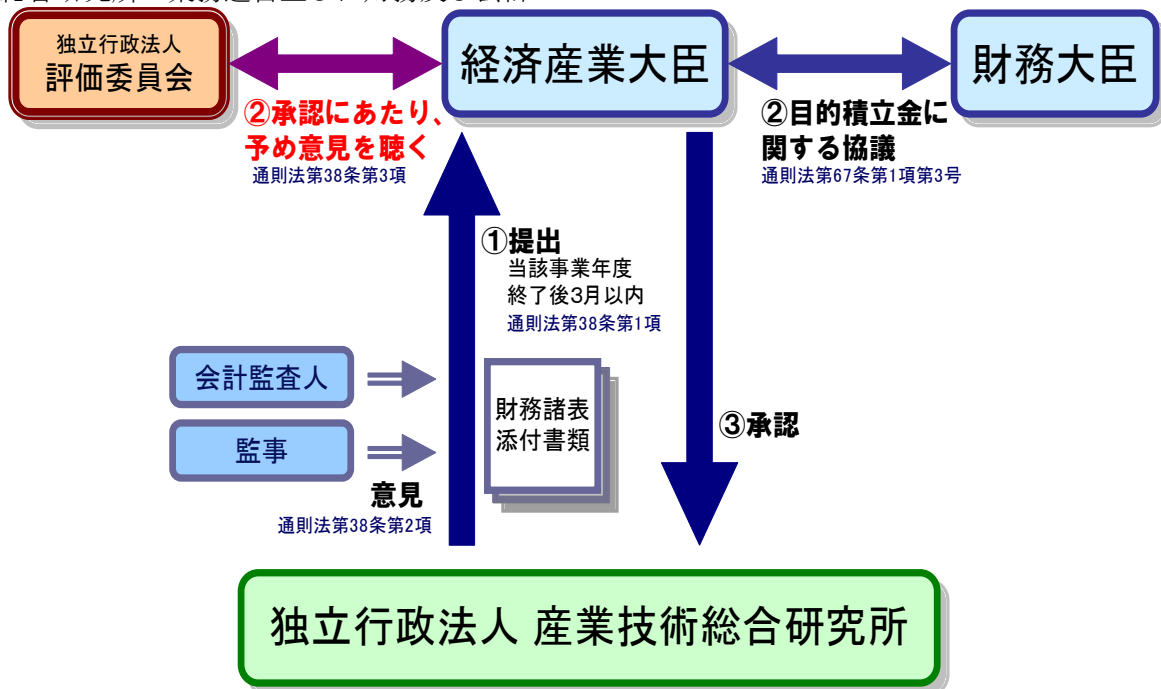


図 7 財務諸表等の提出と承認に係る手続き

(3) 会計検査院の検査（計算証明指定）

産総研の資本金の全額は政府出資〔3.1 参照〕であり、会計検査院法(昭和 22 年法律第 73 号)第 22 条第 5 号の「国が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人」にあたり、同条に基づき産総研の会計は会計検査院の検査を必要とする。

このため、産総研は計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)に基づく指定を受け、中期計画、年度計画及び財務諸表等を毎年度ないし変更の度に提出するとともに、合計残高試算表等を毎月、会計検査院に提出することとされている。(同法第 24 条)

3.1. 政府出資

独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない(通則法第 8 条第 1 項)。このため、政府は必要であると認めるときは、個別法で定めるところにより各独立行政法人に出資することができる(同第 2 項)。

平成 25 年 3 月 31 日現在、産総研法第 6 条に基づく出資金は、第 1 項(附則第 5 条に基づく国からの土地、建物等の承継資産)及び第 2 項(附則第 6 条に基づく研究所の成立の時点で建設中であった建物等の国からの追加出資)に基づく現物出資の計 2,858 億円である。

なお、独立行政法人は個別設置法の規定に基づき、民間や地方公共団体から出資を受け業務を実施する場合があるが、産総研は該当しない。

3.2. 運営費交付金

政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる(通則法第 46 条)。

運営費交付金は、「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成 11 年 4 月 中央省庁等改革推進本部)において、いわば「渡しきりの交付金」として措置されるものであり、例えば一項一目を立て、使途の内訳は特定せず、国の事前の関与を受けることなく予定の使途以外の使途に充てることとされている。また、中期目標期間内にあつては翌年度に当年度の残余を繰り越すことができる。

平成 24 年度において、国から産総研に運営費として交付された金額は 578 億円である。(1 号補正予算で東日本大震災復興事業に充てる財源確保のための 22 億円減額を含む)〔6.1 参照〕

平成 24 年度一般会計予算 経済産業省

(項)	独立行政法人産業技術総合研究所運営費
(目)	独立行政法人産業技術総合研究所運営費交付金

3.3. 施設整備費補助金

「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成 11 年 4 月 中央省庁等改革推進本部)では、独立行政法人の施設費等に係る経費であつて、国の予算において公債発行対象経費であるものについては、運営費交付金とは別に措置するとされている。

平成 24 年度において、国から産総研に補助金として交付された施設費は 97 億円である。〔6.1 参照〕

平成 24 年度一般会計予算 経済産業省

(項)	独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費
(目)	独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費補助金

なお、施設費で固定資産を取得した場合、特定償却資産である場合は同額を資本剰余金に計上し、独法の財産的基礎を構成する。〔3.6.4 参照〕

3.4. 目的積立金

独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ(通則法第 44 条第 1 項)、なお残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を中期計画における剰余金の使途に充てることとされている(同第 3 項)。これを「目的積立金」又は「3 項積立金」という。

なお、目的積立金とされない場合には、その残余の額を積立金として整理しなければならない(同第 1 項)。この積立金を「1 項積立金」という。

産総研の第 3 期中期計画における剰余金が発生したときの使途は以下のとおりである。

- ・ 用地の取得
- ・ 施設の新営、増改築及び改修
- ・ 任期付職員の新規雇用 等

目的積立金は財務諸表において、貸借対照表における純資産の部の利益剰余金において、使

途ごとに適切な名称を付した積立金に区分して表示（独法会計基準第 58-3）するが、第三期においてこれまで目的積立金はなく、平成 24 年度においても目的積立金は申請していない。

〔5.1.3 参照〕

3.5. 自己収入(受託収入等)

産総研は、業務方法書により受託研究や共同研究を実施することができる〔2.1.1 参照〕。このため、産総研は委託者や共同研究相手方と契約を締結し、当該研究開発に必要な経費を自己収入として得ることができる。また、第 3 号業務においては、計量法第 166 条及び第 168 条の 2 に規定する特定計量器の検定、型式承認、特定標準器による校正等の事務に当たり、適正な対価の支払いを受けることができる（業務方法書第 17 条）。

このように、産総研は運営費交付金や施設整備費補助金以外に、自己収入をもって研究開発等を実施している。

3.6. 独立行政法人固有の会計処理

3.6.1. 運営費交付金に係る会計処理

独立行政法人は運営費交付金の交付を受けた場合、負債である運営費交付金債務としてこれを整理する（独法会計基準第 81-1）。

産総研では、研究における達成度や進捗度について客観的な基準を設けることが困難であるため、運営費交付金の収益化は費用進行基準を採用している。従って、運営費交付金債務は各々の取引において費用が発生したときに同額を取り崩して収益化するため、中期目標期間中は運営費交付金に由来する収益は発生しない。また、固定資産を取得したときは、運営費交付金債務を取得価格と同額の「資産見返運営費交付金」（負債）に振り替え、減価償却費に伴いこれを取り崩して「資産見返運営費交付金戻入」（収益）に振り替えるため、利益又は損失は発生しない（会計基準第 81-4）。（図 8）

運営費交付金債務の残余は中期目標期間内においては翌年度にこれを繰り越すことができるが、中期目標期間最終年度の期末処理において全額収益化することとされている（独法会計基準第 81-3）。

3.6.2. 施設費に係る会計処理

独立行政法人が施設費を受領したときは、相当額を負債である預り施設費として整理し、施設費で固定資産を取得した場合、当該資産が非償却資産又は特定償却資産〔3.6.4 参照〕である場合には、固定資産の取得費に相当する額を預り施設費から資本剰余金に振り替え、独法の財産的基礎を構成する（独法会計基準第 82）。（3.3 参照）

3.6.3. 自己収入（受託収入等）

① 当該中期目標期間

受託収入は事業終了時に収益計上するが、取得した固定資産のうち減価償却費を除き当年度の費用とはならないため、固定資産取得年度においてはその簿価相当が利益となる。一方で、翌年度以降には当該固定資産の減価償却費計上に伴う損失が発生する。このため、固定資産取得時の利益を「積立金」（通則法第 44 条第 1 項）とし、翌年度以降の減価償却費の補填に充てる（通則法第 44 条第 2 項）。

（図 9）

② 次期中期目標期間

中期目標期間最終年度における、自己財源で取得した固定資産の簿価に相当する積立金は、産総研法第 12 条に基づいて主務大臣の承認を受けて次期に繰り越し、翌中期目標期間において、この「前中期目標期間繰越積立金」を減価償却費の発生に伴って取り崩すため、前中期目標期間分については利益又は損失は発生しない。（図 10）

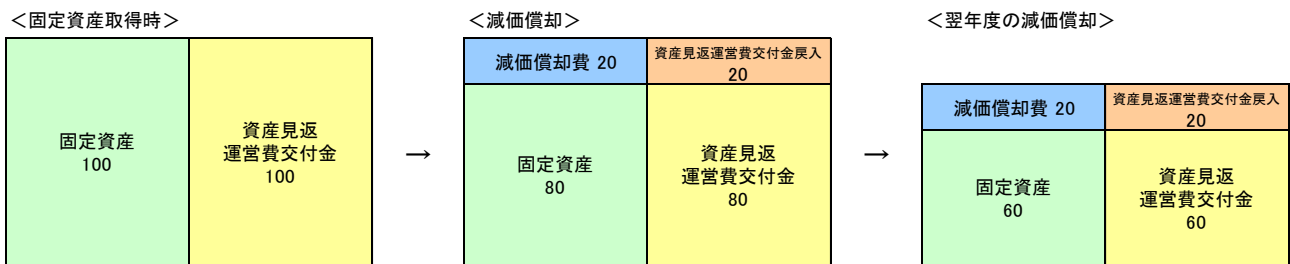


図 8 運営費交付金で取得した資産の減価償却

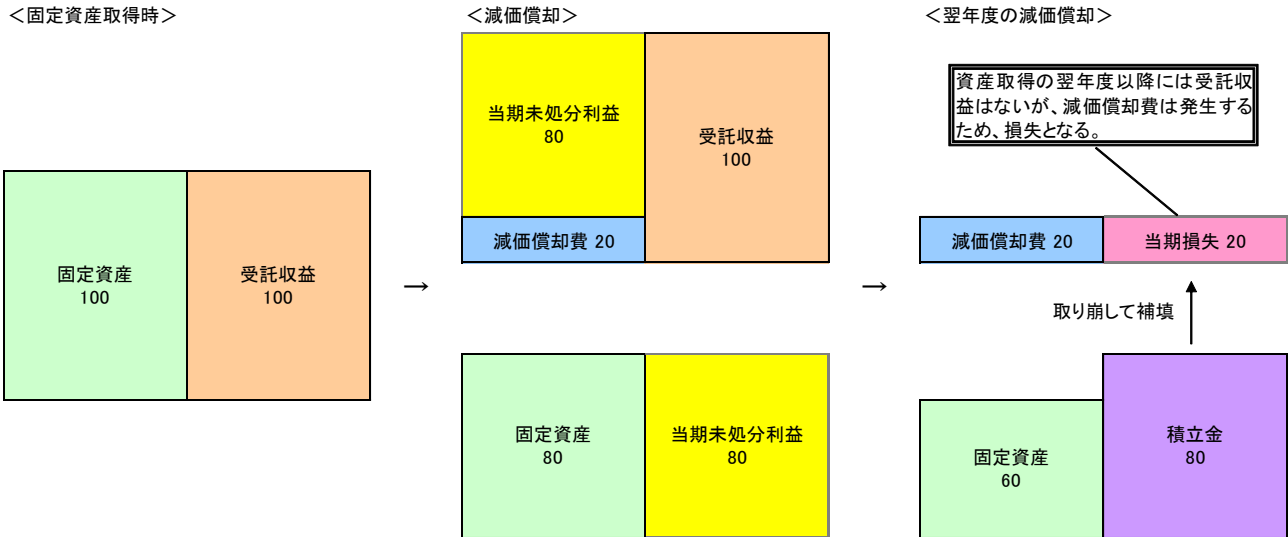


図 9 自己収入で取得した資産の減価償却 (当該中期目標期間)

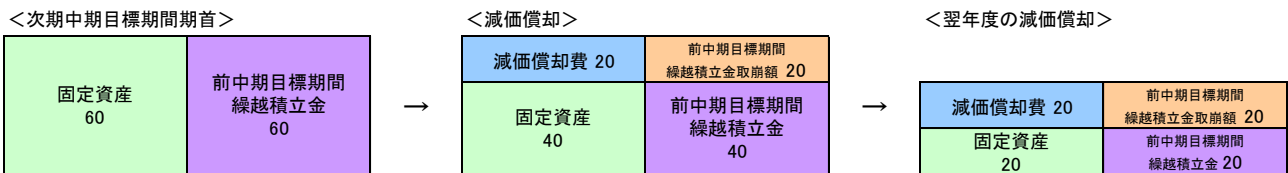


図 10 自己収入で取得した資産の減価償却 (次期中期目標期間)

3.6.4. 特定償却資産に係る会計処理

独立行政法人が固定資産を取得するに当たっては、国は国有財産の現物出資〔3.1 参照〕あるいは施設費の交付〔3.3 参照〕等を行うことができるものとされている。

一方で、業務運営の財源を運営費交付金〔3.2 参照〕に依存することになる独立行政法人においては、これらの固定資産の減価を、運営費交付金ないしその他の収益で充当することが必ずしも予定されておらず、独立行政法人の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることができる。

このため、独立行政法人が保有する資産のう

ち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額することとされている（独法会計基準第 87、産総研財会省令第 9 条）。

従って、特定償却資産の減価償却は損益計算書には表れないが、資本剰余金に損益外減価償却累計額としてマイナス計上されるほか、附属明細書においてその明細を記載することとされている（独法会計基準第 79）。（図 11）

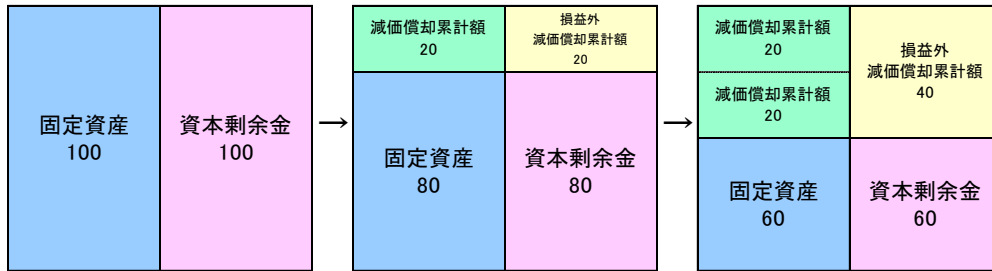


図 11 特定償却資産の減価償却

3.6.5. 中期目標期間最終年度における会計処理

独立行政法人の中期目標期間の最後の事業年度においては、当期末処分利益は積立金として整理しなければならない(独法会計基準第96)。また、目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金が残っている場合にも、積立金に振り替えなければならない(同)。

産総研は、この積立金のうち、経済産業大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標期間における業務の財源に充てることができる(産総研法第12条第1項)。この積立金は次期中期目標期間においては、前中期目標期間繰越積立金として計上する。なお、繰越承認額を差し引いた積立金の残余があるときには、国庫に納付しなければならない(同条第3項)(図12)。

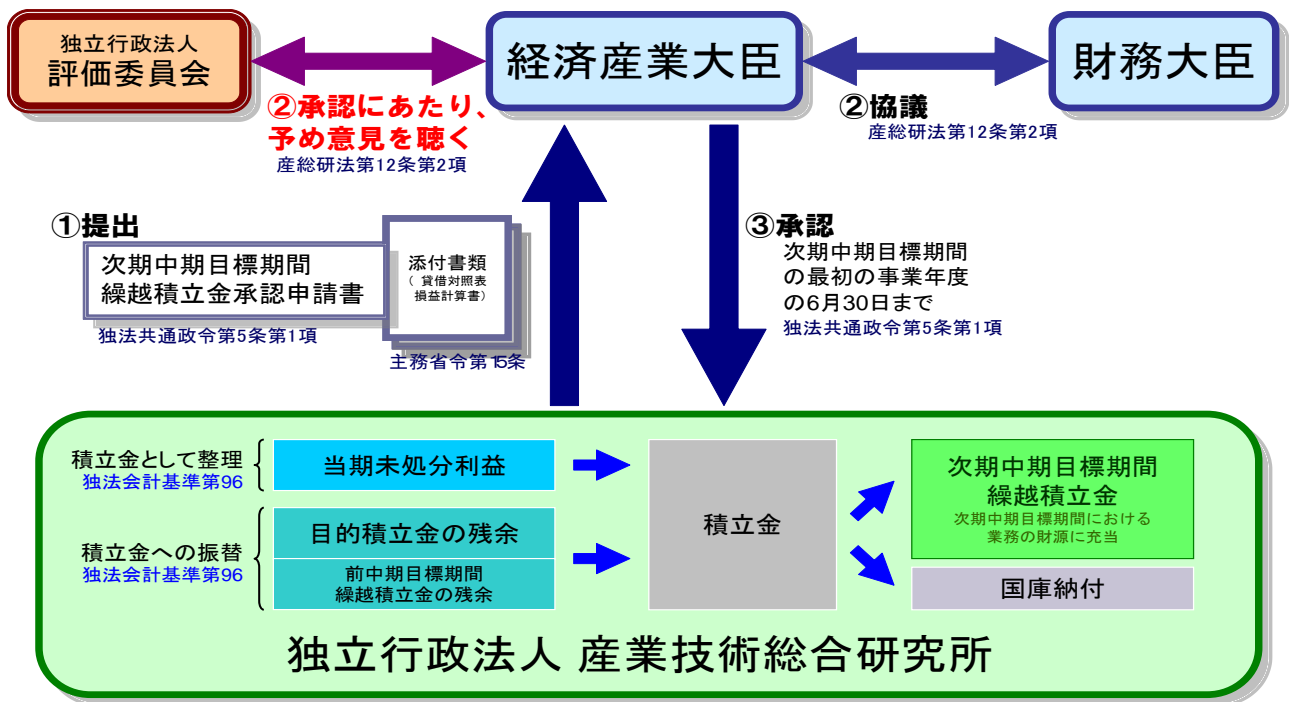


図 12 中期目標期間最終年度における積立金の処分に係る手続き

4. 平成 24 年度決算の特記事項

4.1. 財産の処分

4.1.1. 九州センター直方サイト

九州センター直方サイト(福岡県直方市)は、独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、平成 20 年 3 月にサイト廃止を決定した。

その後、平成 24 年 3 月に土地の一部について土壌汚染対策工事を実施し、平成 25 年 2 月

15 日に独立行政法人通則法(平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号)第 46 条の 2 第 1 項に基づき、土地、建物及び付帯設備について、現物による国庫納付を行った。(減資額: 312,593,564 円)(図 13、図 14)



図 13 直方サイト本館庁舎



図 14 直方サイト第 1 実験棟

4.1.2. 中部センター瀬戸サイト

中部センター瀬戸サイト(愛知県瀬戸市)については、会計検査院からの改善措置要求「土地及び建物の国庫納付に向けた研究拠点等の集約化等について」(平成 23 年 10 月 28 日)を受け、平成 24 年 3 月にサイト廃止を決定しているが、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を実施したところ、一部の区域から基準値を

超える汚染物質が検出された。このため、平成 24 年 10 月 12 日付けで、土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)に基づき、形質変更時要届出区域の指定を受けた。

平成 25 年 4 月から土地の一部について土壌汚染対策工事を実施し、平成 25 年 9 月以降に国庫納付を行う予定である。

4.1.3. 固定資産の減損の認識

独立行政法人減損会計基準に基づき、固定資産の減損を認識し、減損の会計処理を行った。

北海道センター C8 棟(石炭庫)のほか、つくばセンター、関西センター、九州センター合わせて建物 6 棟及び付属設備である。(表 1)

また、使用しないと決定した東北センター B 棟(分析試験庁舎)のほか、関西センターの建物等について、減損の兆候を認識した。(表 2)

固定資産	使用しないという決定を行った経緯	減損前帳簿価格	減損価額	減損後帳簿価格 (H25.3.31時点)
北海道センターC8棟(石炭庫)及び付属設備	経年劣化による老朽化が顕著であるなど倒壊等による危険防止等による。	2,262,642円	2,262,633円	9円
つくばセンター第2事業所8棟及び付属設備		247,785,326円	247,785,267円	59円
つくばセンター第5事業所6A棟及び付属設備		30,678,859円	30,678,837円	22円
関西センター電池実験棟及び付属設備		75,004,808円	75,004,785円	23円
関西センター電池性能試験室及び付属設備		22,346,776円	22,346,771円	5円
九州センター炭素材料工場及び付属設備		603,990円	603,988円	2円

表 1 平成 24 年度において減損の会計処理を行った固定資産一覧

固定資産	使用しないという決定を行った経緯	帳簿価格
東北センターB棟(分析試験庁舎)及び付属設備	東日本大震災において基礎構造が損傷し、建物が傾斜している状態であるため、改修には新たに全面的に杭を打つなど大規模改修が必要なことから投資効果が著しく低い建物であるため改修せず、他の既存施設を使用して業務を継続することとしたため。	134,088,508円
関西センターRI実験棟及び付属設備	RI(放射性同位元素)を扱う特殊構造で陳腐化が著しく、大規模改修によっても今後の利活用が見込めないことから改修せず、他の既存施設を使用して業務を継続することとしたため。	6,466,486円
関西センター放射化学実験棟並びに関連棟及び付属設備	RI(放射性同位元素)を扱う特殊構造で陳腐化が著しく、大規模改修によっても今後の利活用が見込めないことから改修せず、他の既存施設を使用して業務を継続することとしたため。	62,362,972円
関西センター尼崎サイトD棟(磁気計測実験棟)及び付属設備	老朽化により陳腐化が進み漏水事故により損傷が著しく、大規模改修によっても今後の利活用が見込めないことから改修せず、他の既存施設を使用して業務を継続することとしたため。	33,480,998円

表 2 平成 24 年度における減損の兆候

4.2. 福島再生可能エネルギー研究開発拠点

「東日本大震災からの復興基本方針」(平成 23 年 7 月 29 日、東日本大震災復興対策本部決定)を受けて、福島県郡山市の郡山西部第二工業団地内に再生可能エネルギー研究開発拠点を設立する準備を進めてきたが、平成 24 年 11 月に、以下 2 区画の土地を財団法人郡山市開発公社より購入した。(図 15)

- ・ A 区画 (郡山市待池台二丁目 3 番、3 番 2、3 番 3、3 番 4、面積: 約 30,182 m²)
- ・ B 区画 (郡山市待池台二丁目 2 番 9、面積: 約 24,962 m²)

なお、福島再生可能エネルギー研究開発拠点については、平成 26 年 1 月に竣工、同年 4 月に開所予定である。(図 16)



図 15 A区画



図 16 完成予想図

4.3. セグメント区分の変更

平成 23 年度会計検査院決算報告の平成 23 年度特定検査「研究開発法人の業務の状況について」において、「業務に対応するセグメントを設けている法人は、事業内容等に応じて、各セグメント事業費用等を適切に配分するよう努める。」と留意事項として会計検査院の所見が報告された。

これを受けて、当所としてはスペース（当所

が所有し、又は借用する土地及び建物内の場所のことをいう。）の適正管理を目的としてスペースガイドラインを改正し、組織一元的な管理、スペース配分の適正化を実施したことにより、これまで法人共通経費として一括計上していた現物出資資産について、管理実態にあわせ各号業務経費として再配分を行った。

4.4. 市場化テスト(公共サービス改革)

「公共サービス改革等基本方針」に係る閣議決定（平成 23 年 7 月 15 日）に基づき、つくばセンターにおける施設・管理業務等について、関連する 8 業務を「つくばセンターの施設管理等業務共同企業体」が包括して事業を請け負い、

平成 24 年度より事業を開始した。

これにより、これまで個別事業主体毎に分担されていた指揮命令系統が、総括管理業務を中心とした一つの組織体として機能し、情報の伝達が効率的に実施された。（図 17）

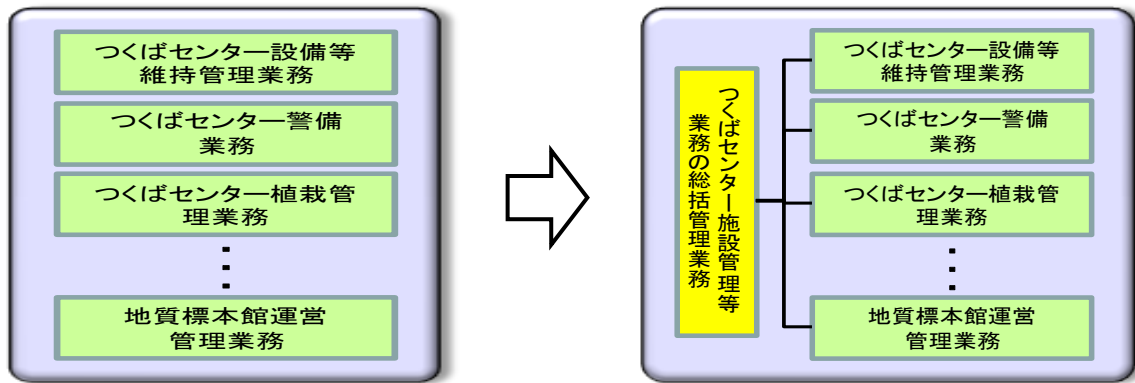


図 17 指揮命令系統が一元化したつくばセンターの施設管理等業務

4.5. 売却した土地の土壤汚染に係る瑕疵担保責任について

平成 20 年度に王子製紙株式会社に売却した産総研旧中国センター（広島県呉市）の土地について、同社が購入後に実施した土壤汚染調査において土壤汚染対策法に定める基準値を超える汚染箇所が見つかったとして、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求の訴えが平成 24 年 2 月に東京地方裁判所に提起された。

当所は、土壤汚染は隠れた瑕疵に該当しないこと、原告に損害は発生していないことを主張しており、現在係争中である。

4.6. 組織統合の凍結

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）に基づき、独立行政法人経済産業研究所（RIETI）、独立行政法人産業技術総合研究所及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）との組織統合が措置されることとされていたが、「平成 25 年度予算編成の基本方針」（平成 25 年 1 月 24 日閣議決定）を受けて、それ以前より決定されていた事項を除いて当面凍結となり、平成 25 年度予算についても現行の制度・組織を前提に編成するものとなった。

5. 運営状況及び財政状態の概要

5.1. 貸借対照表

貸借対照表は、独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照日におけるすべての資産、負債及び純資産を記載するものである。

産総研の資産 3,553 億円のうち、有形固定資産は 3,181 億円と大部分（89.5%）を占める。

これに対し、純資産である資本金と資本剰余金の計は 2,811 億円であり、有形固定資産の大部分は政府出資又は施設整備費補助金の交付により取得した建物、土地等である。（図 18、図 19）
[3.1、3.3、3.6.2、3.6.4 参照]

平成25年3月31日 単位:百万円

研究業務未収金		研究業務未払金 ※	
研究業務未収金	5,723	研究業務未払金 ※	7,194
未収金	622	未払金 ※	5,854
未収金(計)	6,345	未払金(※計)	13,048

たな卸資産		預り補助金等	
たな卸資産	861	預り補助金等	4
前渡金	466	預り寄附金	148
前払費用	181	前受金	2,101
立替金	84	預り金	657
未収消費税等	389	賞与引当金	9
その他流動資産	92	その他流動負債	7

建物		資産見返運営費交付金	
建物	224,125	資産見返運営費交付金	16,452
構築物	28,604	資産見返補助金等	1,795
機械及び装置	41,879	資産見返寄附金	5
車両運搬具	153	建設仮勘定見返運営費交付金	51
工具器具備品	170,179	建設仮勘定見返施設費	2,180
		資産見返物品受贈額	6,184

建物減価償却累計額		退職給付引当金	
建物減価償却累計額	△92,529	退職給付引当金	40
構築物減価償却累計額	△11,934		
機械及び装置減価償却累計額	△17,970		
車両運搬具減価償却累計額	△124		
工具器具備品減価償却累計額	△136,281		
電話加入権	32		
産業財産権仮勘定	1,353		

破産更生債権等		前中期目標期間繰越積立金	
破産更生債権等	71	前中期目標期間繰越積立金	4,493
貸倒引当金	△71	積立金	7,102
敷金・保証金	4	当期末処分利益	800
その他	301		

建物減損損失累計額		資本剰余金	
建物減損損失累計額	△410	資本剰余金	131,492
構築物減損損失累計額	△100	損益外減価償却累計額	△134,281
機械及び装置減損損失累計額	△97	損益外減損損失累計額	△1,898

資産		負債	
I 流動資産	34,319	I 流動負債	33,720
現金及び預金	25,902	運営費交付金債務	17,745
未収金	6,344	未払金	13,048
その他流動資産	2,074	その他流動負債	2,926
II 固定資産	△ 321,021	II 固定負債	28,139
建物等	464,940	資産見返負債	26,667
建物等減価償却累計額	258,838	長期預り補助金等	1,432
建物等減損損失累計額	△ 607	引当金	40
土地	111,149	負債合計	61,859
土地減損損失累計額	1,270		
建設仮勘定	2,766		
産業財産権	1,190		
その他の無形固定資産	1,385		
投資その他の資産	305		
資産合計	355,341	負債純資産合計	355,341

純資産	
I 資本金	285,774
II 資本剰余金	4,687
III 利益剰余金	12,395
純資産合計	293,482

図 18 平成 24 年度貸借対照表概要 (1)

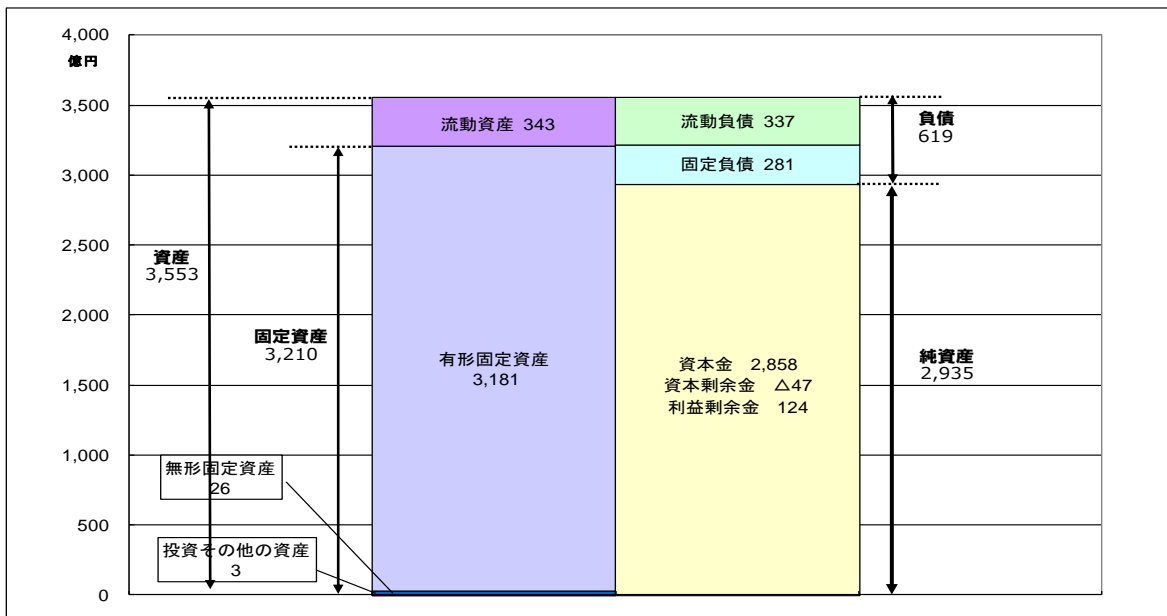


図 19 平成 24 年度貸借対照表の概要 (2)

5.1.1. 有形固定資産

産総研の有形固定資産は平成 25 年 3 月 31 日現在、3,181 億円であり、建物が 1,312 億円（41.2%）、土地が 1,099 億円（34.5%）と太宗を占める。（図 20）

資産価額に着目すると、産総研は第 1 期に、建物や工具器具備品等の資産を集中的に取得して研究インフラを整備し、第 2 期以降部分的にそれらを更新しつつ、インフラを拡充してきたと言える。

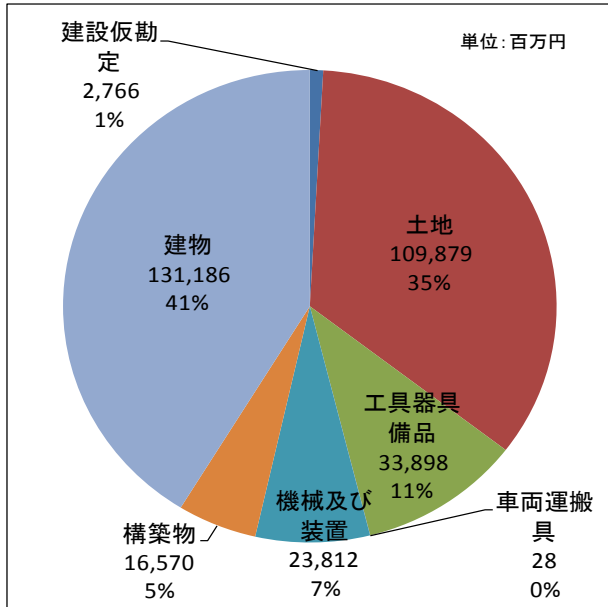


図 20 平成 24 年度有形固定資産の内訳

5.1.2. 資本金及び資本剰余金

産総研の財産的基礎は、政府出資〔3.1 参照〕及び施設整備費補助金〔3.3 参照〕等で取得した固定資産で構成される。これらの資産の簿価相当額は純資産の部の資本金及び資本剰余金において表示される。〔3.6.4 参照〕

出資資産の減価償却分は資本剰余金の損益外減価償却累計額に控除項目として表示されるため、財産的基礎は資本金と資本剰余金の合算額として把握できる。（図 22）

5.1.3. 利益剰余金

産総研の平成 24 年度利益剰余金 124 億円のうち、71 億円（57.3%）は平成 22、23 年度に自己収入で取得した資産の簿価であり、45 億円（36.2%）は第 1 期及び第 2 期に自己財源で取得した固定資産の減価償却費及び除却損相当額の非キャッシュの積立金である。（図 23）

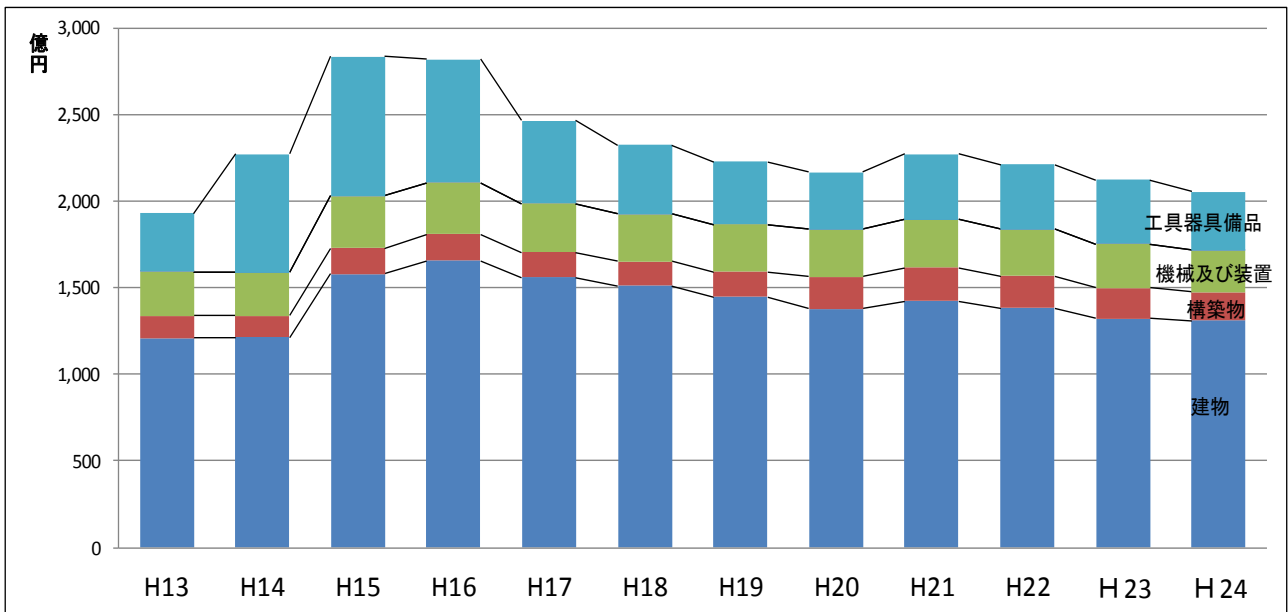


図 21 有形固定資産の推移

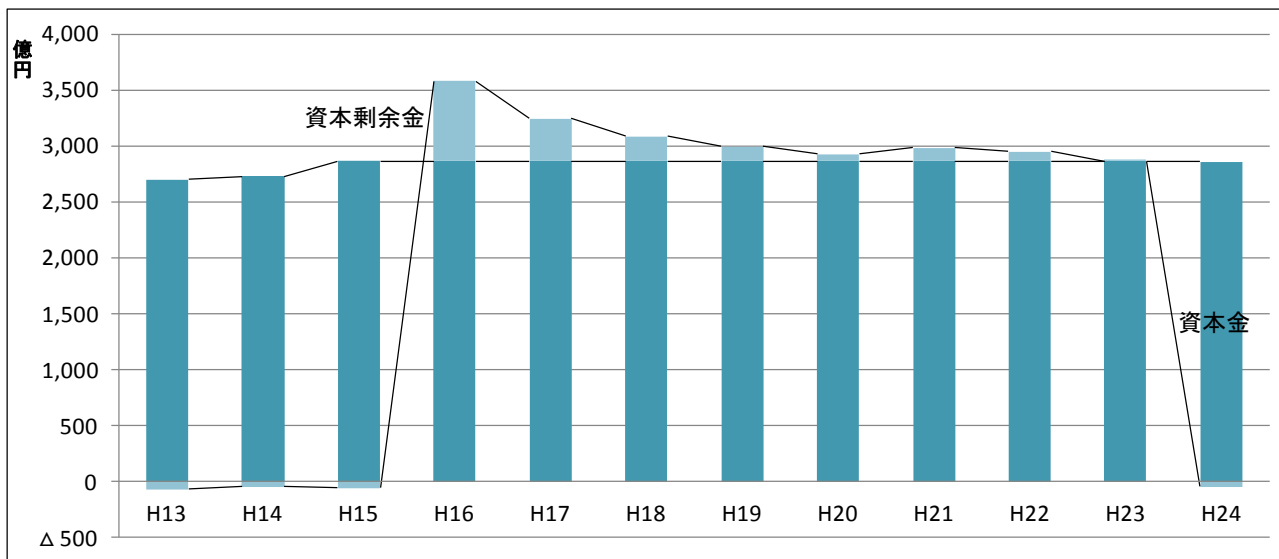


図 22 資本金及び資本剰余金の推移 (※)

※H13～15の期間は、施設整備費等で取得した固定資産見合いの資本剰余金の額を、これらの固定資産と資本金見合いの固定資産に係る損益外減価償却累計額（マイナス計上）が上回ったため、これらを合計した資本剰余金の金額の総額はマイナスとなった。

※H24は、上記の理由に加えて、北海道センターの建物等の減損を認識した損益外減損損失累計額（マイナス計上）が19億円生じたことが要因となり、資本剰余金の金額の総額はマイナスとなった。

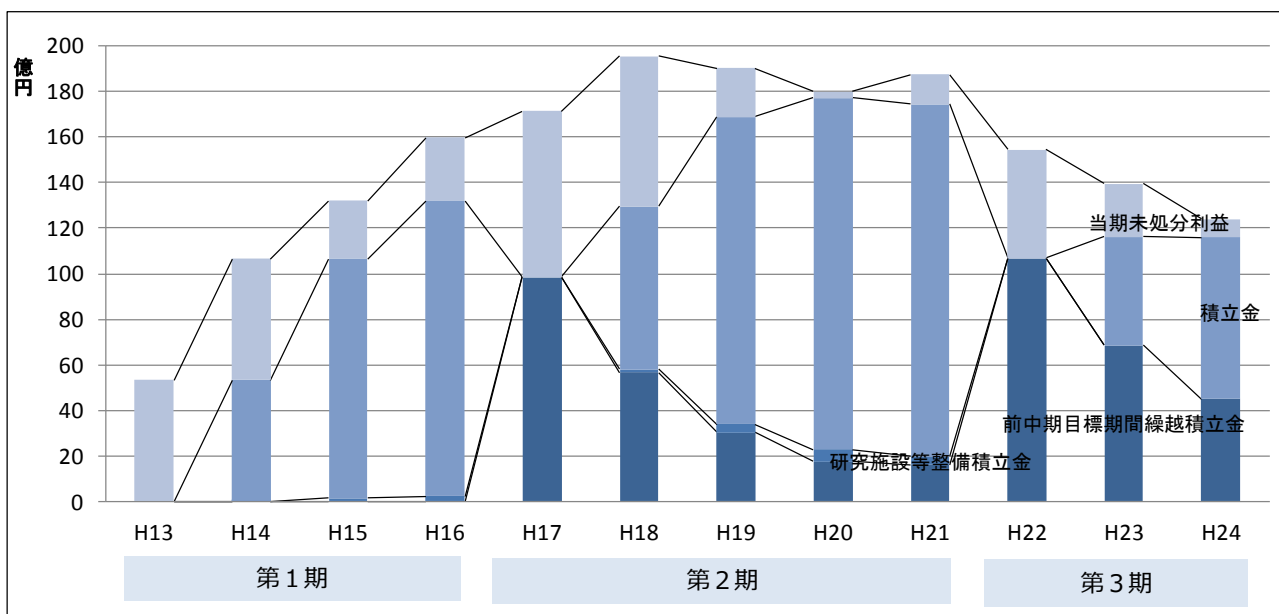


図 23 利益剰余金の推移

5.2. 損益計算書

損益計算書は、独立行政法人の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する独立行政法人のすべての費用とこれに対応するすべての収益を記載するものである。

産総研の収益及び費用は、運営費交付金に係る会計処理〔3.6.1 参照〕のように、基本的に損益が均衡する設計となっているが自己収入で取

得した資産の減価に関してはその例外となる〔3.6.3 参照〕。平成 24 年度は経常損失が 15 億円、当期純損失が 16 億円となったが、前中期中目標期間繰越積立金を取崩すことにより、当期総利益は 8 億円となった。(図 24、図 25)

これらは当期末処分利益として貸借対照表に計上し、財務諸表の大臣承認後、積立金に振替られる。〔5.1.3 参照〕

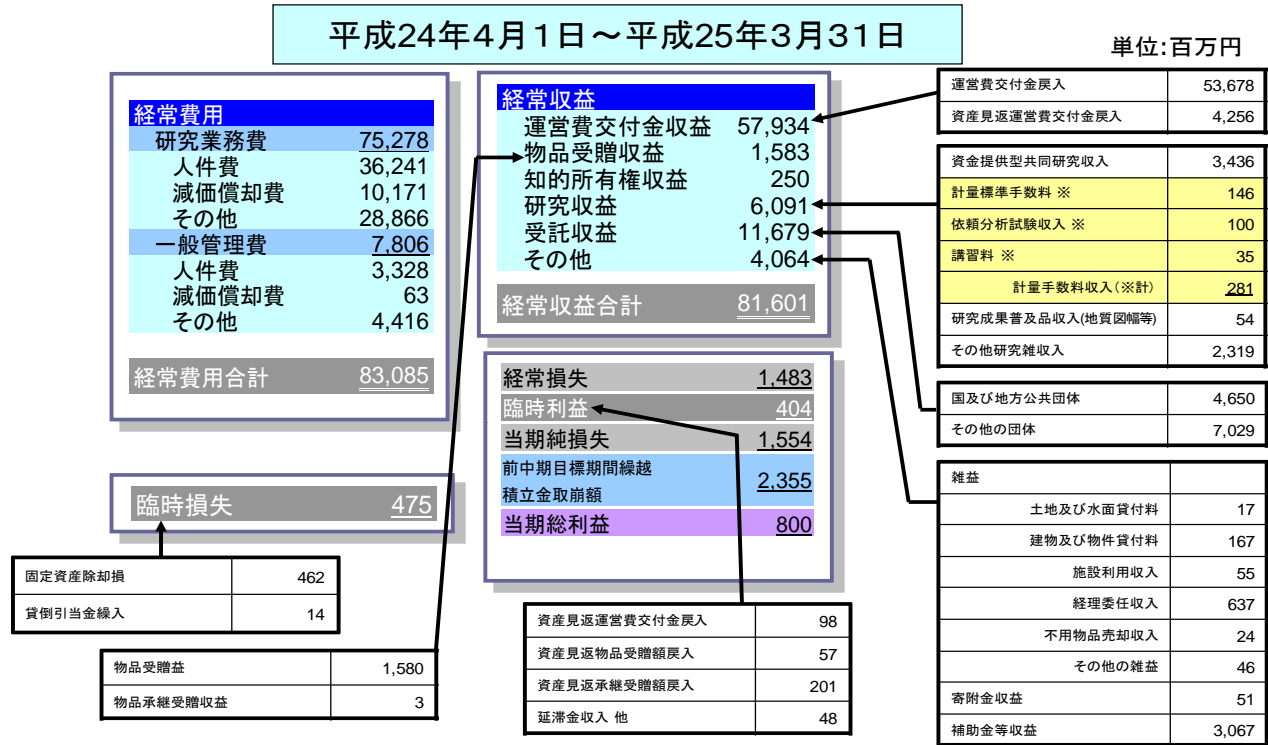


図 24 平成 24 年度損益計算書の概要 (1)

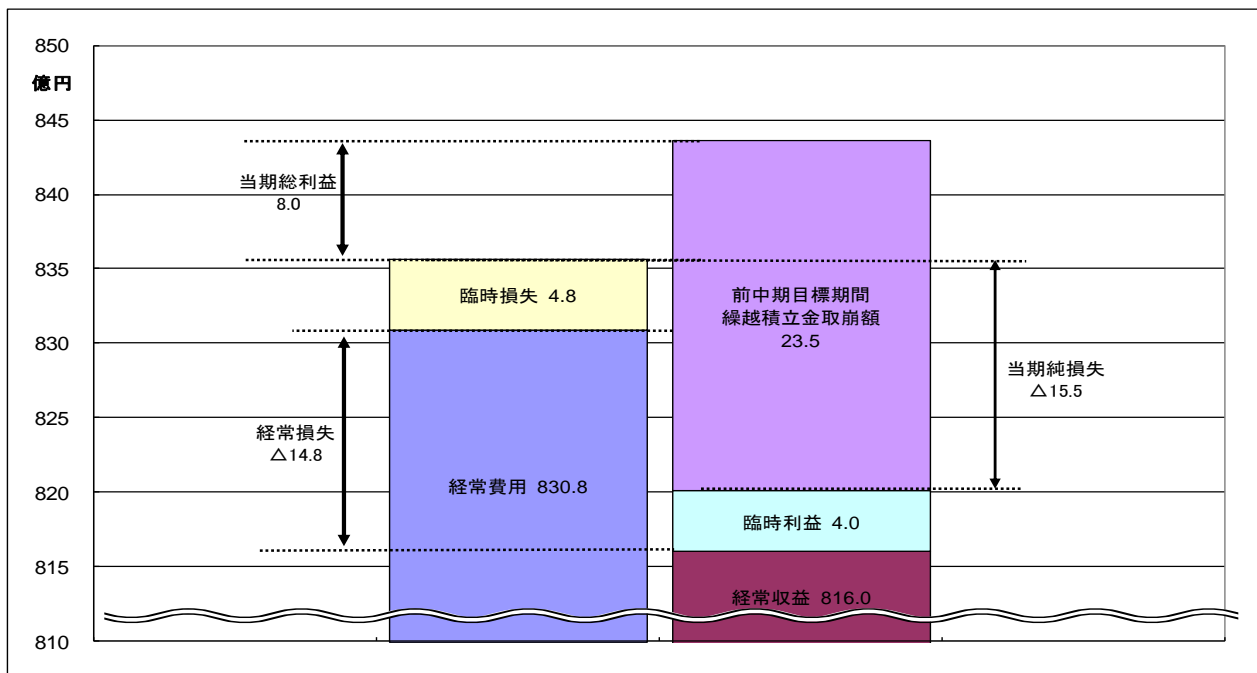


図 25 平成 24 年度損益計算書の概要 (2)

5.2.1. 経常費用

平成 24 年度の経常費用 831 億円のうち、研究業務費は 753 億円 (90.6%)、一般管理費は 78 億円 (9.4%) である。研究業務費においては、人件費 (362 億円) が 48.1% を占める。(図 26)

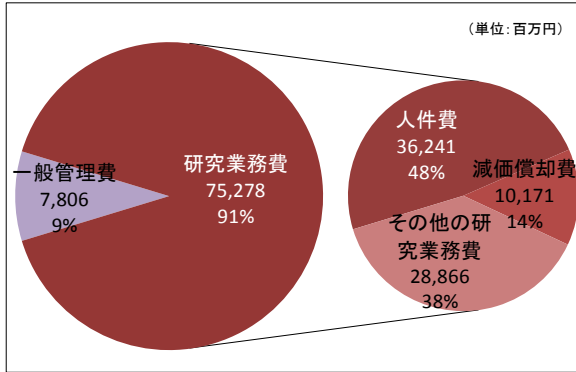


図 26 平成 24 年度経常費用の内訳

その他の研究業務費には、例えば消耗品費 70 億円、技術委託費 43 億円が含まれる。

なお、平成 22 年度 10 月の組織再編に伴い研究業務費及び一般管理費の見直しを行ったため、平成 22 年度より一般管理費率が減少傾向にあったが、平成 24 年度は電気料や燃料費の増加等の要因により、若干上昇している。(図 27)

5.2.2. 経常収益

経常収益は収入決算額の構造 [6.1 参照] に似るが、資産見返負債を計上する運営費交付金等の財源については実際の収入額ではなく、減価償却費や除却見合の収益額が計上されている。

(図 28)

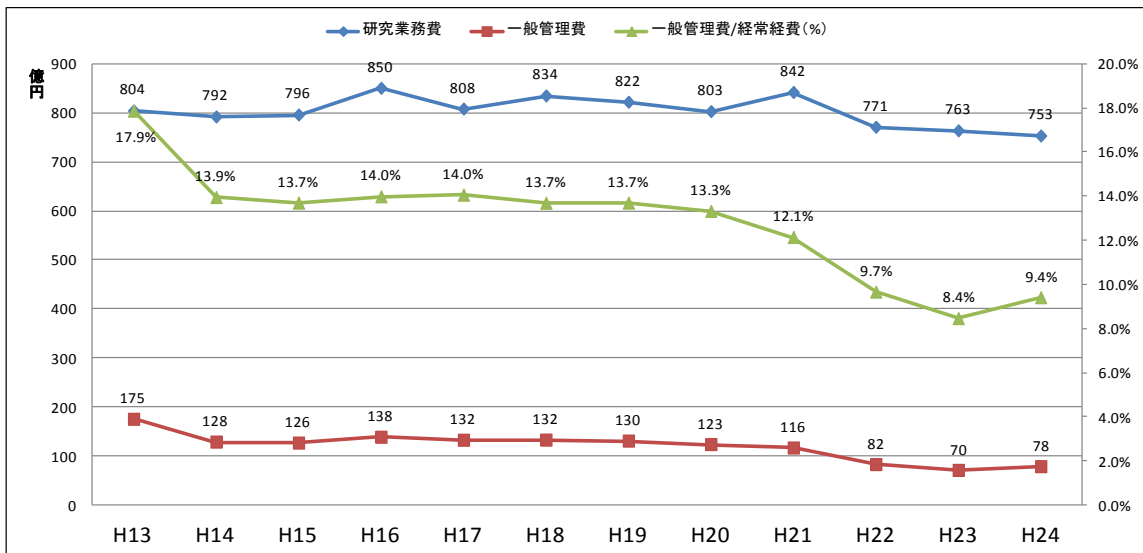


図 27 一般管理費、研究業務費の推移

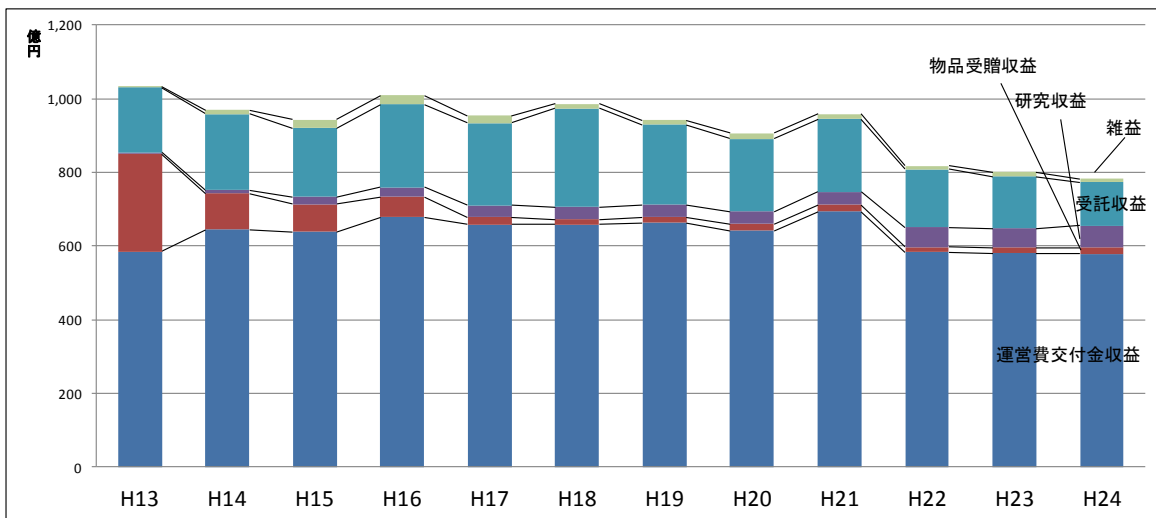


図 28 経常収益の推移

5.3. キャッシュ・フロー計算書

平成24年4月1日～平成25年3月31日

単位:百万円

研究業務支出	△30,114	<table border="1"> <tr> <td>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</td> <td>4,921</td> </tr> <tr> <td>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</td> <td>△7,062</td> </tr> <tr> <td>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>IV 資金減少額</td> <td>△2,141</td> </tr> <tr> <td>V 資金期首残高</td> <td>26,043</td> </tr> <tr> <td>VI 資金期末残高</td> <td><u>23,902</u></td> </tr> </table>	I 業務活動によるキャッシュ・フロー	4,921	II 投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,062	III 財務活動によるキャッシュ・フロー	-	IV 資金減少額	△2,141	V 資金期首残高	26,043	VI 資金期末残高	<u>23,902</u>
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	4,921													
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,062													
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	-													
IV 資金減少額	△2,141													
V 資金期首残高	26,043													
VI 資金期末残高	<u>23,902</u>													
人件費支出	△39,575													
その他の業務支出	△4,319													
科研費等預り金支出	△2,313													
運営費交付金収入	57,828													
受託収入	11,342													
手数料収入	155													
寄附金収入	99													
補助金等収入	3,186													
知的所有権収入	264													
建物及び物件貸付料	199													
科研費等預り金収入	2,418													
消費税等の支払額	△670													
その他の業務収入	6,421													
小計	<u>4,920</u>													
利息の受取額	1													

ファイナンス・リース債務の返済による支出	-	有形固定資産の取得による支出	△15,741
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	有形固定資産の売却による収入	4
		無形固定資産の取得による支出	△513
		施設費による収入	9,187
		敷金返還による収入	2
		その他の投資支出	△1
		その他の投資収入	0

図 29 平成 24 年度キャッシュ・フロー計算書の概要

5.4. 行政サービス実施コスト計算書

平成24年4月1日～平成25年3月31日

単位:百万円

研究業務費	75,278	<table border="1"> <tr> <td>I 業務費用</td> <td>63,491</td> </tr> <tr> <td>(1)損益計算上の費用</td> <td>83,560</td> </tr> <tr> <td>(2)(控除)自己収入等</td> <td>△20,069</td> </tr> <tr> <td>II 損益外減価償却等相当額</td> <td><u>13,288</u></td> </tr> <tr> <td>III 損益外減損損失相当額</td> <td><u>379</u></td> </tr> <tr> <td>IV 損益外除売却差額相当額</td> <td><u>69</u></td> </tr> <tr> <td>V 引当外賞与見積額</td> <td><u>△46</u></td> </tr> <tr> <td>VI 引当外退職給付増加見積額</td> <td><u>2,655</u></td> </tr> <tr> <td>VII 機会費用</td> <td><u>1,828</u></td> </tr> <tr> <td>VIII(控除)法人税等及び国庫納付額</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>IX 行政サービス実施コスト</td> <td><u>81,665</u></td> </tr> </table>	I 業務費用	63,491	(1)損益計算上の費用	83,560	(2)(控除)自己収入等	△20,069	II 損益外減価償却等相当額	<u>13,288</u>	III 損益外減損損失相当額	<u>379</u>	IV 損益外除売却差額相当額	<u>69</u>	V 引当外賞与見積額	<u>△46</u>	VI 引当外退職給付増加見積額	<u>2,655</u>	VII 機会費用	<u>1,828</u>	VIII(控除)法人税等及び国庫納付額	-	IX 行政サービス実施コスト	<u>81,665</u>
I 業務費用	63,491																							
(1)損益計算上の費用	83,560																							
(2)(控除)自己収入等	△20,069																							
II 損益外減価償却等相当額	<u>13,288</u>																							
III 損益外減損損失相当額	<u>379</u>																							
IV 損益外除売却差額相当額	<u>69</u>																							
V 引当外賞与見積額	<u>△46</u>																							
VI 引当外退職給付増加見積額	<u>2,655</u>																							
VII 機会費用	<u>1,828</u>																							
VIII(控除)法人税等及び国庫納付額	-																							
IX 行政サービス実施コスト	<u>81,665</u>																							
一般管理費	7,806																							
臨時損失	475																							
物品受贈収益	△ 1,580																							
知的所有権収益	△ 250																							
研究収益	△ 6,091																							
受託収益	△ 11,679																							
寄附金収益	△ 51																							
雑益	△ 312																							
臨時利益	△105																							
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	234																							
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	1,594																							

図 30 平成 24 年度行政サービス実施コスト計算書の概要

6. 収入及び支出決算の概要

年度予算の区分に従って作成した「決算報告書」(通則法第 38 条第 2 項)に計上した収入と支出決算の内訳を以下に示す。

6.1. 収入決算

平成 24 年度の収入決算額は 904 億円であり、自己収入〔3.5 参照〕は前年度比 20 億円減少し

た。これは受託研究収入額の減少(△23 億円)が主な要因である。〔6.1.1 参照〕

なお、民間受託及び資金提供型共同研究等を除いた公費収入の割合を試算すると、およそ 92.0%となる。(図 31、図 32、図 33) ちなみに運営費交付金は補正予算を含む。

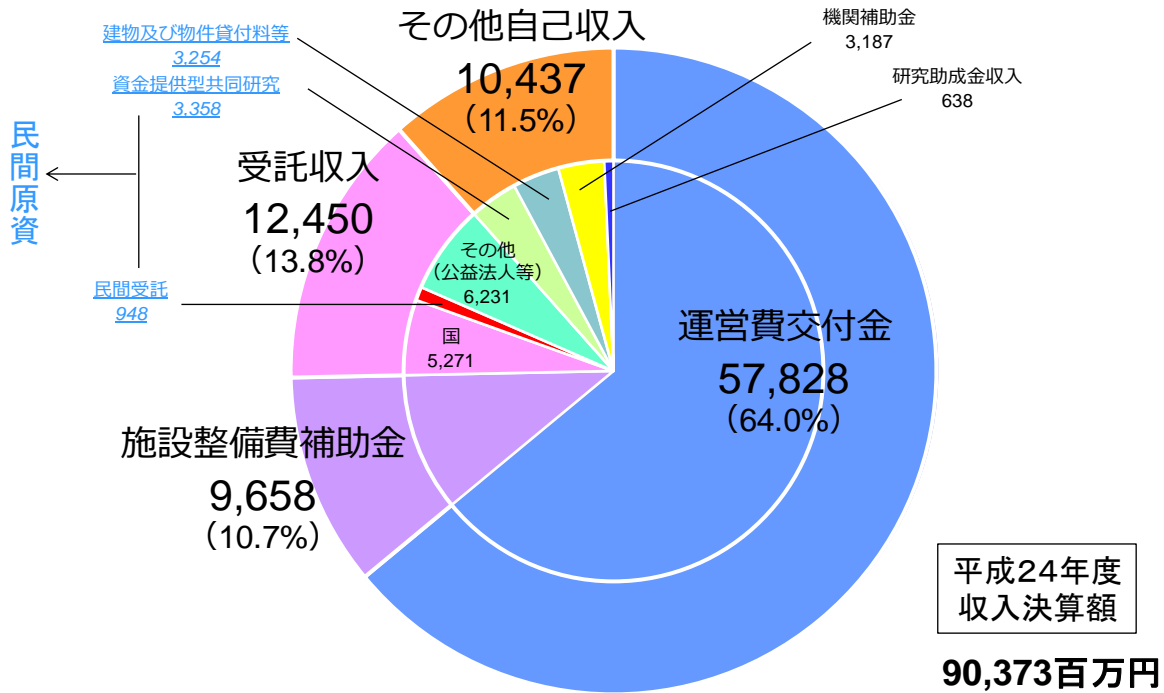


図 31 平成 24 年度収入決算額の概要

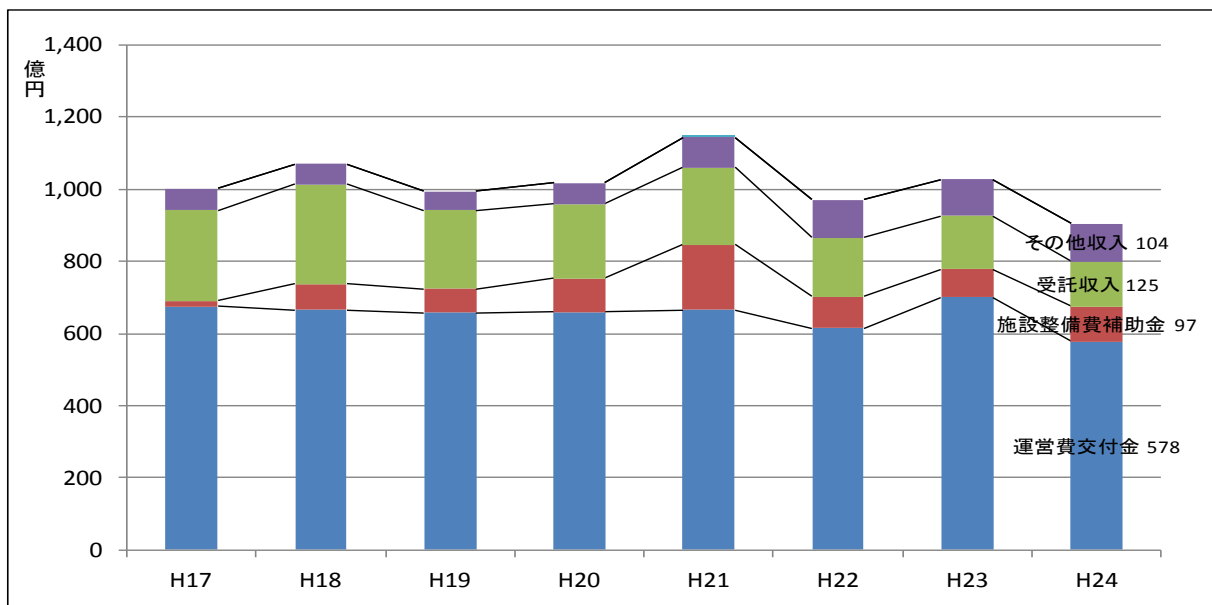


図 32 収入決算額の推移

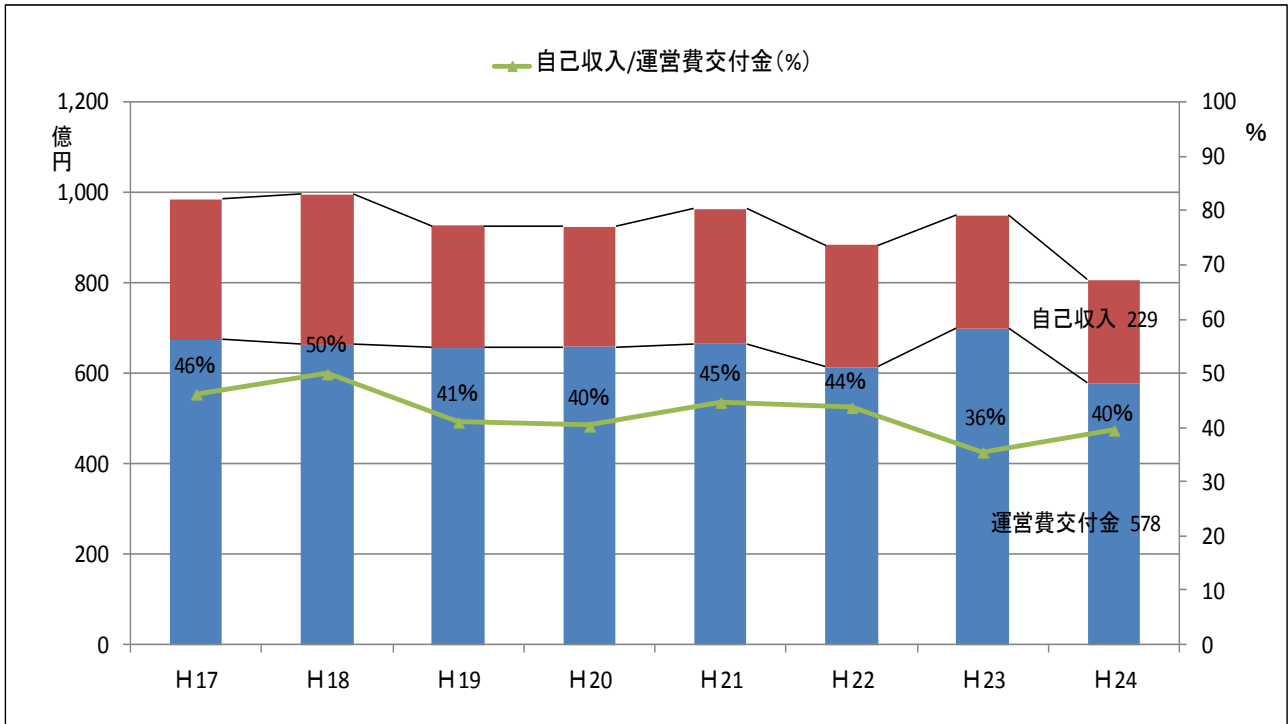


図 33 運営費交付金及び自己収入（受託収入及びその他収入）の推移

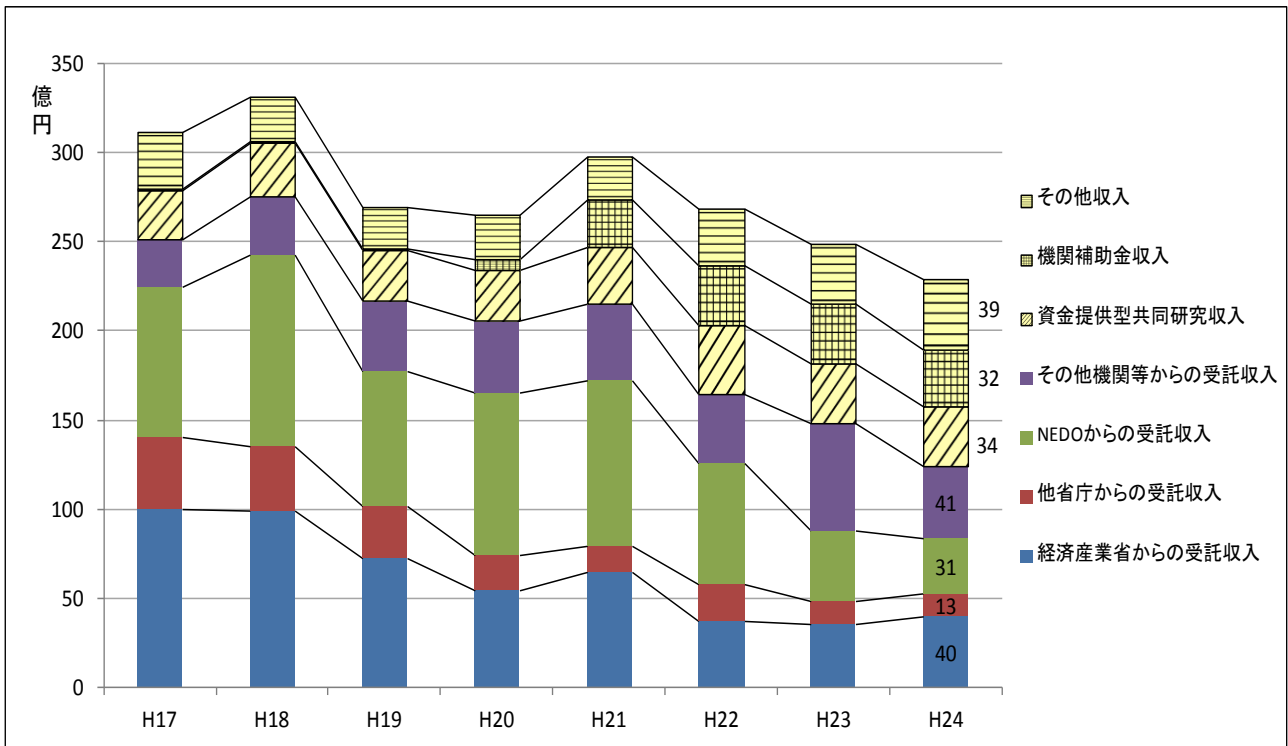


図 34 自己収入（受託収入及びその他収入）の推移

6.1.1. 受託収入

受託収入は平成 24 年度収入決算において 125 億円（13.8%）となった。このうち、経済産業省からの受託が 40 億円（31.9%）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）からの受託が 31 億円（24.8%）と太

宗を占める。

平成 23 年度比では、経済産業省からの受託収入が 4 億円増加及び NEDO からの受託収入が 8 億円減少し、総額で 23 億円減少した。（図 35、図 36）

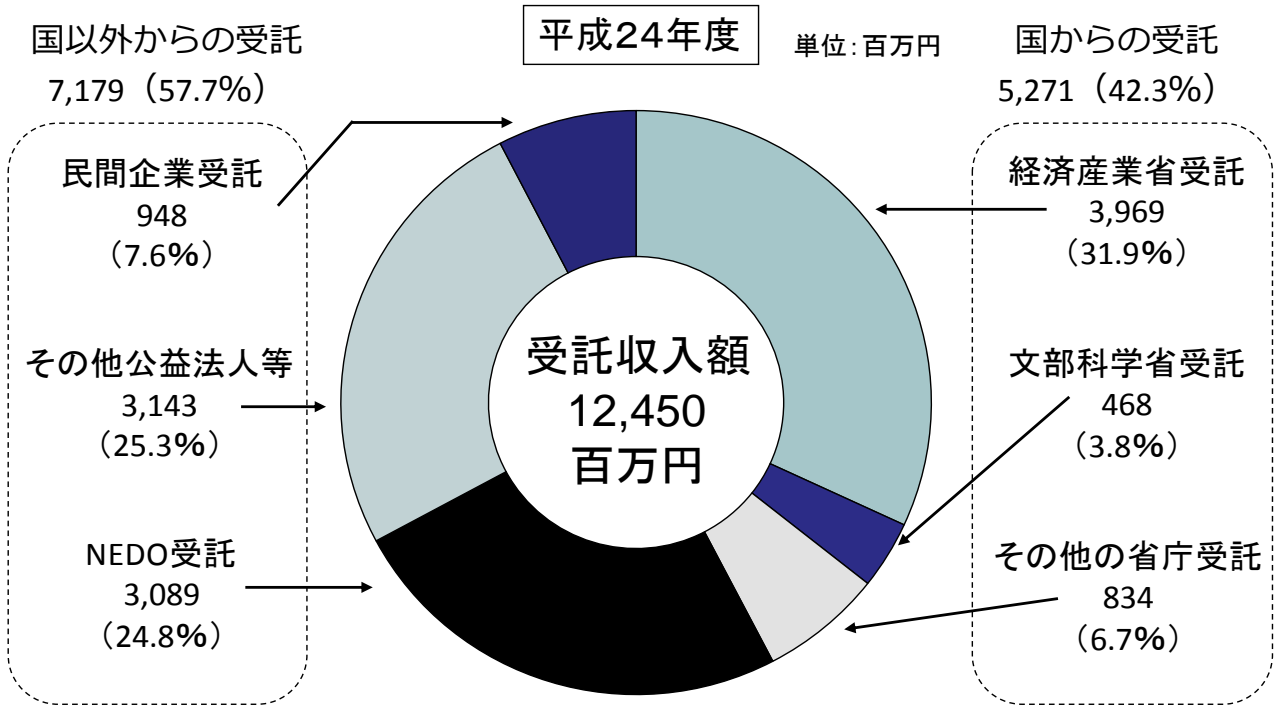


図 35 平成 24 年度受託収入の概要

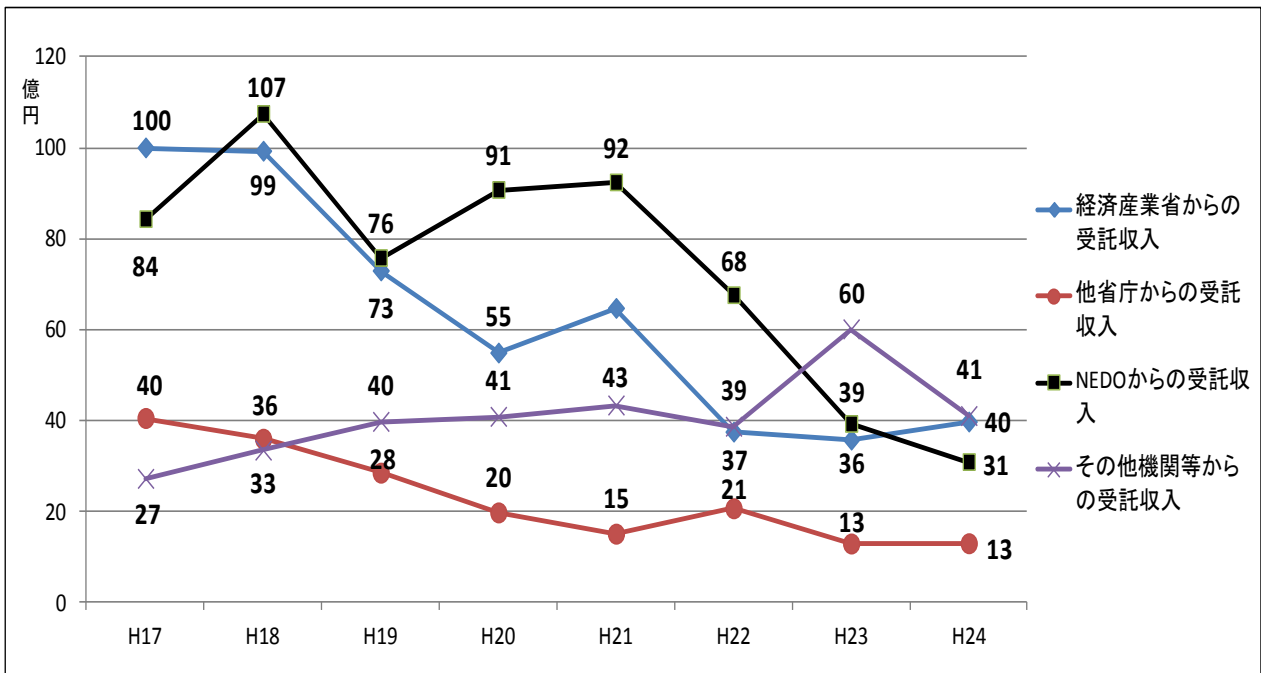


図 36 受託収入の推移

6.1.2. その他収入

受託収入を除くその他収入の平成 24 年度収入決算額は 104 億円 (11.5%) となった。

平成 23 年度比では、共用研究設備等の利用に係る収入の増加に伴いその他雑収入が 16 億円から 22 億円 (21.3%) へ増大した。(図 37、図 38)

なお、機関補助金とは、施設整備費補助金以外に、国等から産総研が受けた補助金を指す。

平成 21 年度から当該収入が増加したのは、主に日本学術振興会からの先端研究助成基金補助金 (最先端研究開発支援プログラム) と、文部科学省からの科学技術総合推進費補助金 (平成 20 年度は受託収入) の増加による。また、研究助成金収入は、産総研に所属する研究者個人が受けた科学研究費補助金や NEDO グラント等の産総研への経理委任に伴い産総研が受ける間接経費を指す。

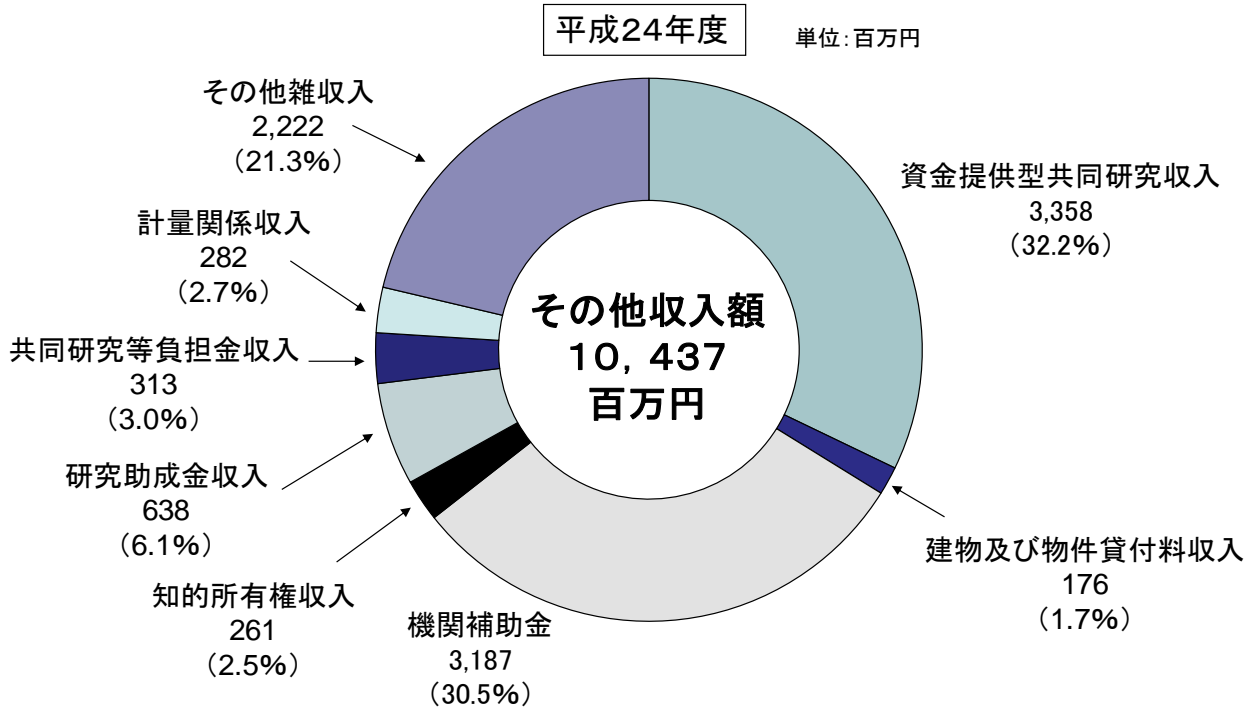


図 37 平成 24 年度その他自己収入の概要

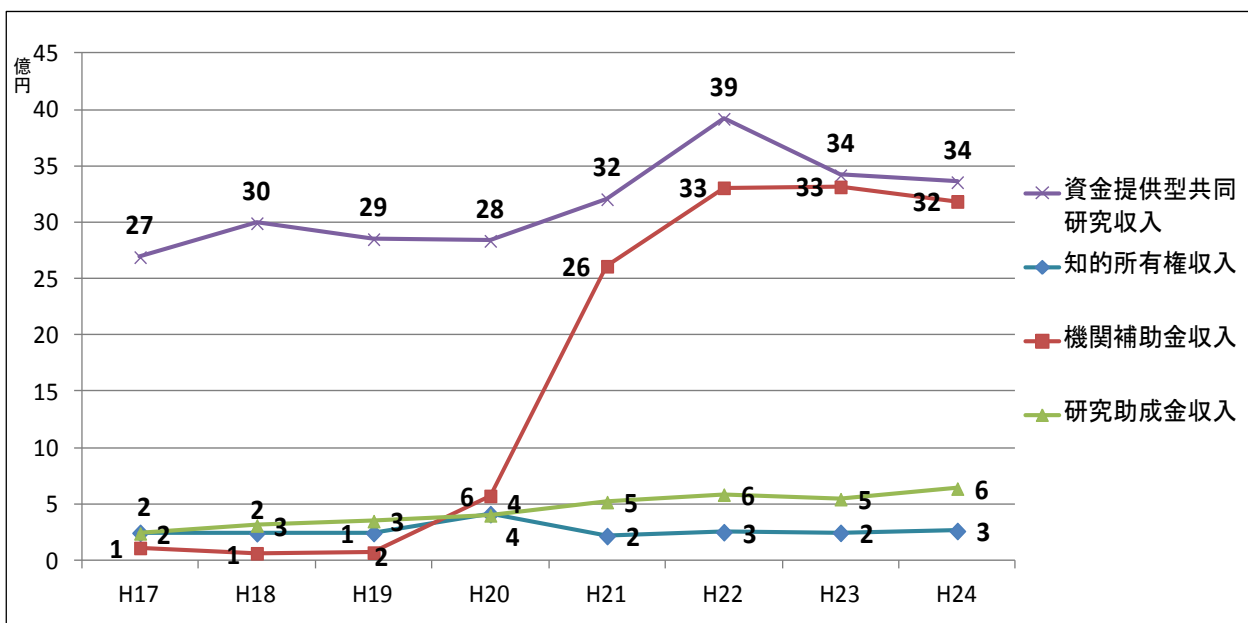


図 38 その他収入の推移

6.2. 支出決算

平成 24 年度支出決算額は 912 億円であり、第 1～4 号業務に係る業務経費が 624 億円 (68.4%)、間接経費が 79 億円 (8.6%) を占めた。(図 39、

図 40)

平成 23 年度比では、受託経費が大きく減少し、総額では 17 億円減少した。

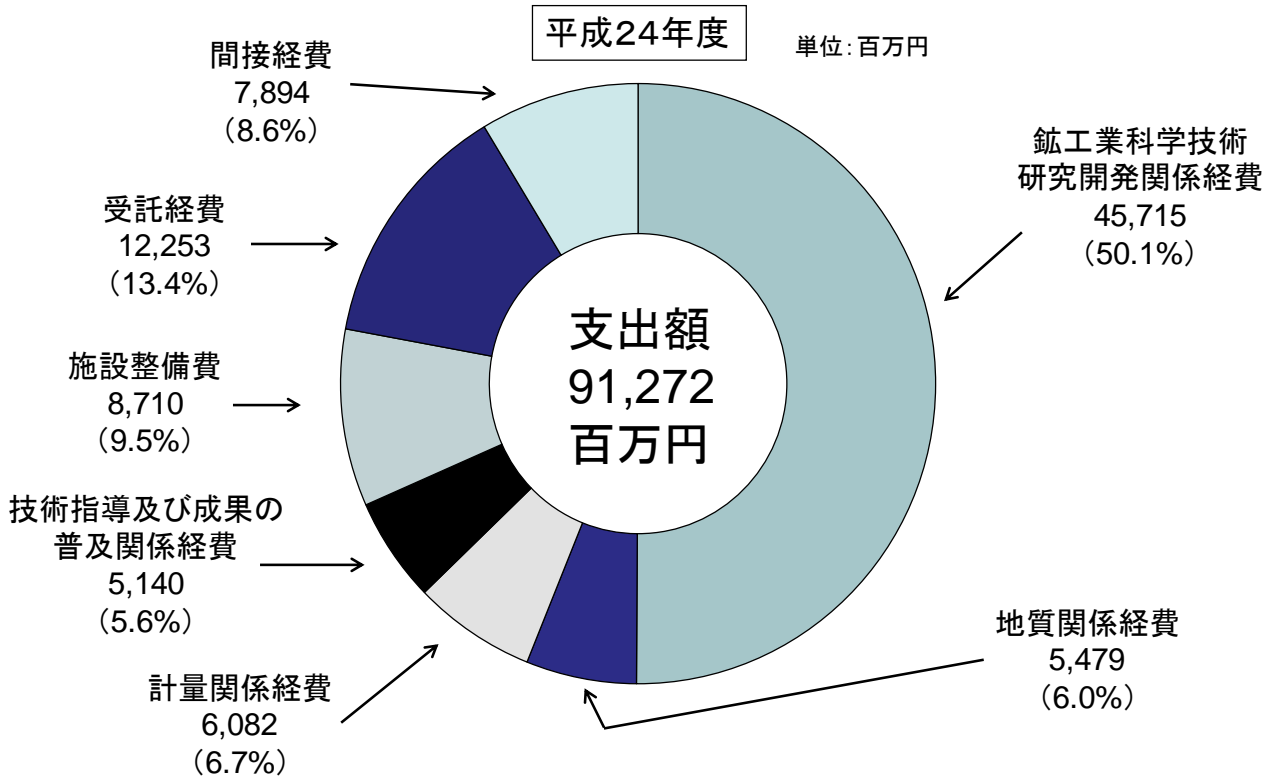


図 39 平成 24 年度支出決算額の概要

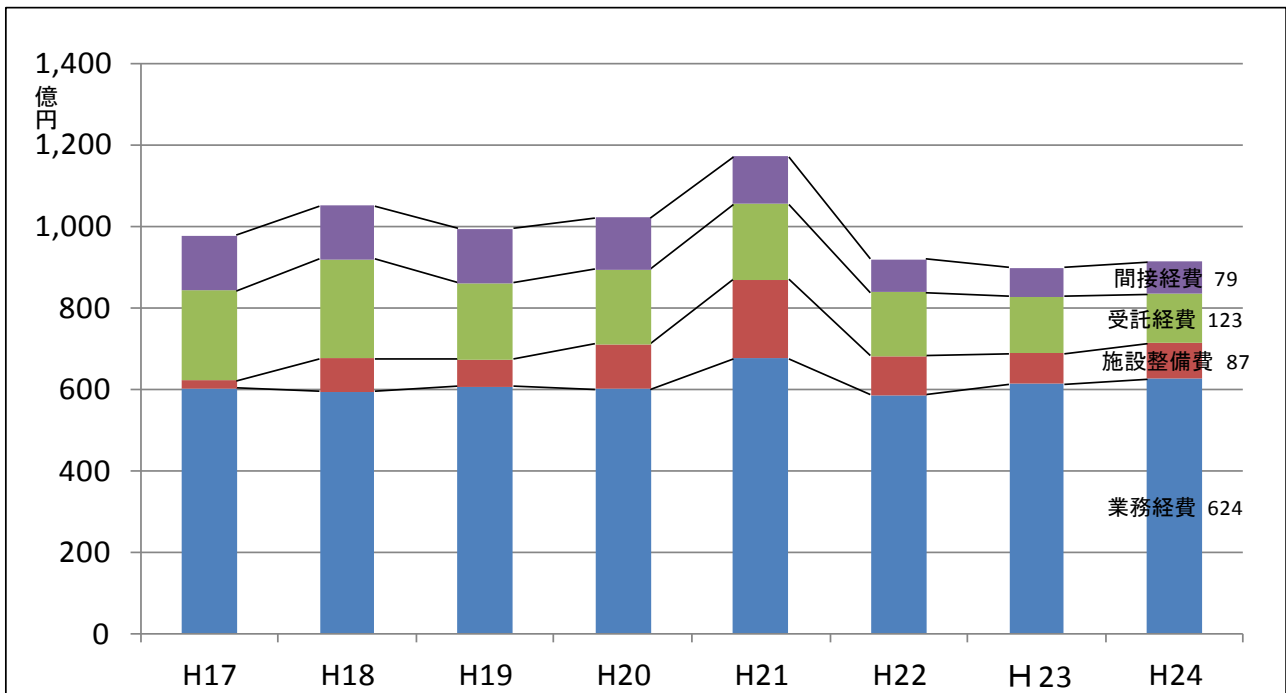


図 40 支出決算額の推移

7. 財務指標（財務分析）

7.1. 財務指標比較

財務指標は、財務諸表等の複数の金額を用いた法人の活動を表す指標として財務分析で用いる。ここでは、財務分析で一般的に用いられる

指標により産総研の財務状況を分析する。（表 3）

機関名		産業技術総合研究所		
		AIST (産総研)		
対象財務諸表		平成24年度		
法人規模 〔億円〕	総資産	355,338 (100.0%)		
	総負債	61,859 (100.0%)		
	純資産	293,482 (100.0%)		
	経常費用	83,085 (100.0%)		
	経常収益	81,602 (100.0%)		
指標	収益性	(1)売上総利益率 ①営利企業における収益性を判断する基本的な指標 ②営利企業では20～25%程度	総利益 / (経常収益 + 臨時利益 + 積立金取崩額)	0.9%
		(2)付加価値率 ①売上高(総利益)に占める付加価値の割合(付加価値には人件費、減価償却費を含む) ②営利企業では20%程度	付加価値(利益 + 人件費 + 減価償却費 + 租税公課) / 総収益	60%
		売上高人件費比率 ・付加価値率のうち、人件費が占める割合	人件費 / 総収益	47%
		(付加価値率に占める構成率)		(78%)
		(3)総資産回転率〔回〕 ①営利企業では資産額の何倍の売上があるかを表す ②営利企業では業種によって違うが、1～2回程度	(経常収益 + 臨時利益 + 積立金取崩額) / 総資産	0.2
	安全性	(4)流動比率 ①1年以内における決済能力を表す ②資金面の安全性を示す指標であり、一般に100%以上であれば、1年以内に支払不能になる可能性は低い	流動資産 / 流動負債	102%
		(5)自己資本比率 ①総資産に占める自己資本(純資産)の割合。負債依存度が少ないほど大きくなり、経営の健全性を表す ②営利企業では一般に30%程度	純資産 / 総資産	83%
		(6)減価償却率 = 資産老朽化率 ・資産における減価償却の進行度合	減価償却累計額 / 期末残高	56%
	その他	減価償却率(損益内) ①運営費交付金ないし自己収入等で取得した資産の減価償却率 ②研究設備等は短期間(4年間)で償却するため、この構成割合に依存することに留意が必要	減価償却累計額 / 期末残高	78%
		減価償却率(損益外) ①政府出資又は施設整備費補助金等で取得した資産の減価償却率 ②独法の財産的基礎の老朽化の程度を表す	損益外減価償却累計額 / 期末残高	44%

表 3 財務指標

7.1.1. 法人規模

産総研の総資産は 3,553 億円であり、総資産のうち 90%を、土地、建物、工具器具備品等である固定資産が占める。

総負債は 619 億円で、うち、運営費交付金（債務及び資産見返負債）の割合は、55%である。

7.1.2. 収益性分析

(1)売上総利益率

営利企業の財務分析においては、売上高に対する利益の割合等、収益性に係る指標が法人戦略の立案の上で最も重要となる。

一方で、独立行政法人においてはその会計制度上、基本的に損益が均衡する設計であることから、収益性の分析指標は参考にしかない。経済産業省「商工業実態基本調査」によれば、売上総利益率は、例えば製造業の場合、中小企業 25%、大企業 21%となるが、利益の獲得を目的としていない研究開発型独法では数%以下となっている。

(2)付加価値率

付加価値率とは、企業が商品の生産に当たって投じた費用及び利益を基に、企業の価値創造力を表す指標である。

財務省「平成 24 年度法人企業統計調査」によると、平成 24 年度の付加価値率は営利企業の平均では 20%であるが、産総研は 60%となっている。一般的に研究開発型独法は知的集約型の法人で人件費の割合が高いため、付加価値率も高くなる。

なお、外部への委託研究の規模が大きい場合、付加価値率は小さくなる。

7.1.3. 効率性分析

(3)総資産回転率

総資産回転率とは、資産の大きさに対する売上高の比率であり、営利企業においては、少ない資産でより大きな売上を確保することが望まれる。

「平成 24 年経済産業省企業活動基本調査」によると、例えば、平成 23 年度の製造業の総資産回転率は 0.9 回、小売業では 1.8 回となっている。

産総研においては、売上高の代わりに経常収益及び臨時収益等の合計で試算すると、0.2 回となり、研究開発型独法では 0.3 回程度となる。

7.1.4. 安全性分析

(4)流動比率

流動比率とは流動負債に対する流動資産の割合であり、短期的な決済能力、即ち資金の安全性を表す。一般に 100%以上であれば 1 年以内に支払不能になる可能性が低く、産総研は 102%である。

(5)自己資本比率

自己資本は返却義務のない資本で、その比率は金融機関に対する規制基準に用いられる資金安全性の指標である。財務省「平成 24 年度法人企業統計調査」によると、営利企業の平成 24 年度の自己資本率の平均は、製造業で 44%、非製造業で 35%である。これに対して、産総研は 83%と非常に高い水準である。これは、純資産の殆どが、現物出資や施設費補助金で取得した土地や償却年数の長い建物等の不動産であるため、総資産に占める割合は高くなっている。なお、運営費交付金等で取得した研究装置等の償却年数は 4 年程度と短く、大きな割合を占めるまでには至らない。

7.1.5. その他の財務指標

(6)減価償却率

減価償却率は、法人が保有する資産において、減価償却が進捗している割合であり、資産の老朽化の程度として地方自治体での財務分析で用いられることがある。

独立行政法人においては、損益内の減価償却と、特定償却資産における損益外の減価償却を区別して分析する必要がある。

産総研の減価償却率は 56%で、運営費交付金等で取得した損益内の償却率は 78%と高いが、政府出資や施設費補助金で整備した損益外の償却率は 44%である。

7.2. その他の財務分析

資産老朽化率

資産老朽化率とは、各資産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を基準（100%）として、保有資産の老朽化の程度を表す財務指標である。

減損損失を加味し、以下計算式のとおり産総研の資産老朽化率を算出すると、独法発足以来、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具備品の全てについて、資産老朽化率は上昇して

いる。（図 41、図 42）

$$\text{資産老朽化率(\%)} = \frac{\text{減価償却累計額} + \text{減損損失累計額}}{\text{資産取得価格}}$$

なお、資産老朽化率は一般に法人全体で 35～50%になると言われている。

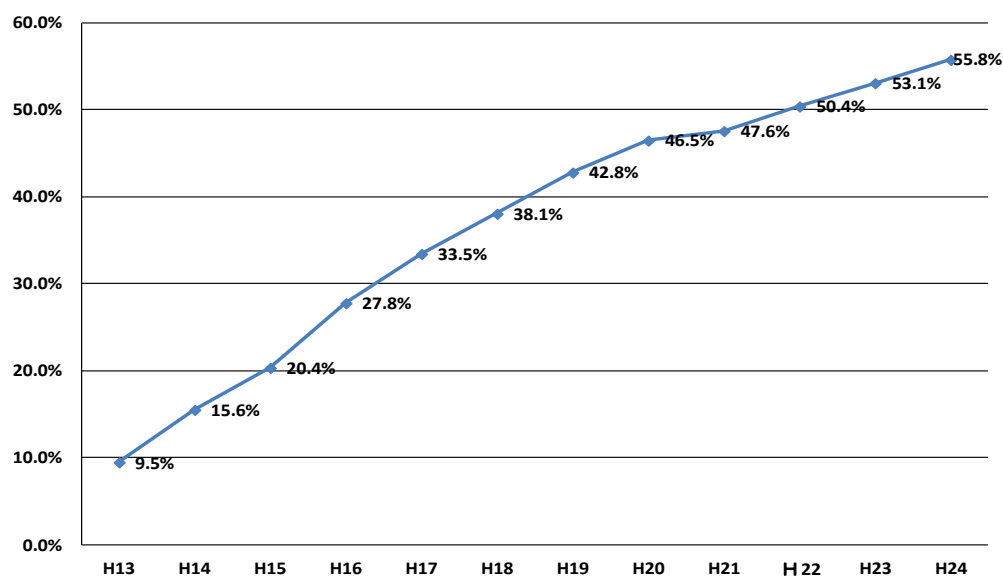


図 41 資産老朽化率の推移

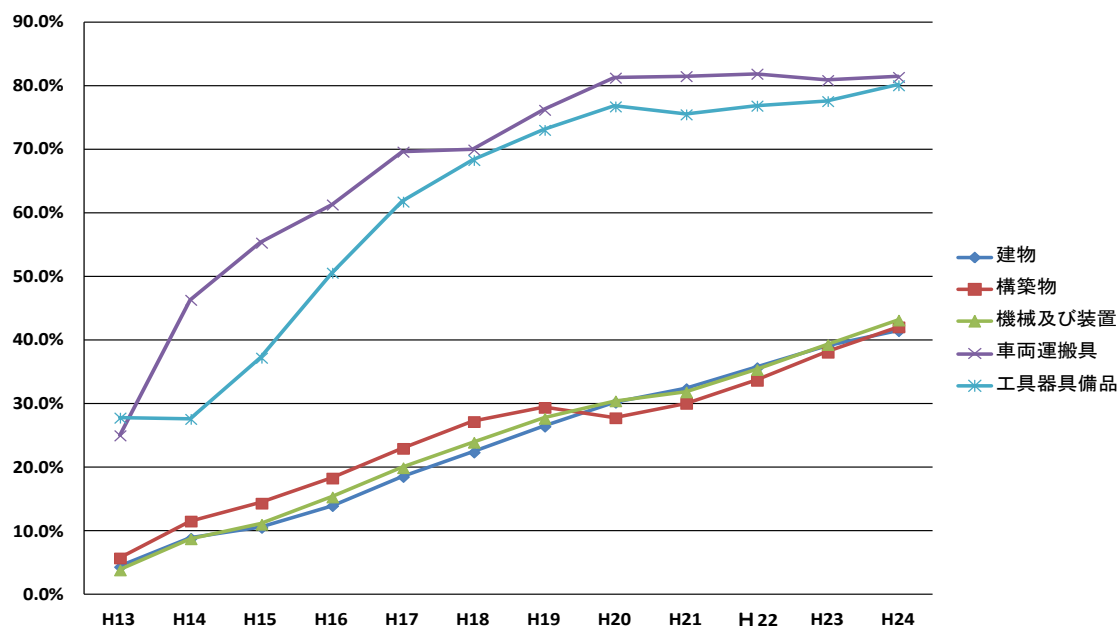


図 42 資産老朽化率の推移（資産種別内訳）

7.2.1. 収入対資産比率

収入対資産比率とは、保有資産が何年分の収入に相当するかを表す財務指標である。産総研で以下のとおり試算すると、平成 24 年度は 3.9 年となる。

$$\frac{\text{資産}}{\text{収入決算額}} = \frac{355,341}{90,373} = 3.9\text{年}$$

単位: 百万円

なお、収入対資産比率は一般に 3~7 年になると言われており、大きいほど事業インフラの整備が進んでいると言えるが、維持管理費の負担も往々にして増大する。

7.2.2. 収入対支出比率

ある年度の収入額に対する支出額の比率は、支出をどれだけ当該年度の収入で負担しているかを表す。

産総研においては、平成 24 年度の収入対支出比率は 101%である。

中期計画初年度である平成 22 年度及び 23 年度は、過去の推移と同様に今後の支出に備えて支出が収入を下回る傾向がみられた。加えて平成 23 年度は、東日本大震災の影響により、研究開発が滞ったことも要因となり、収入対支出比率が低下した。しかし平成 24 年度は、運営費交付金収入や受託研究収入の減少及び東日本大震災の影響による研究開発の滞りが緩和されたため、支出が収入を上回った。(図 43)

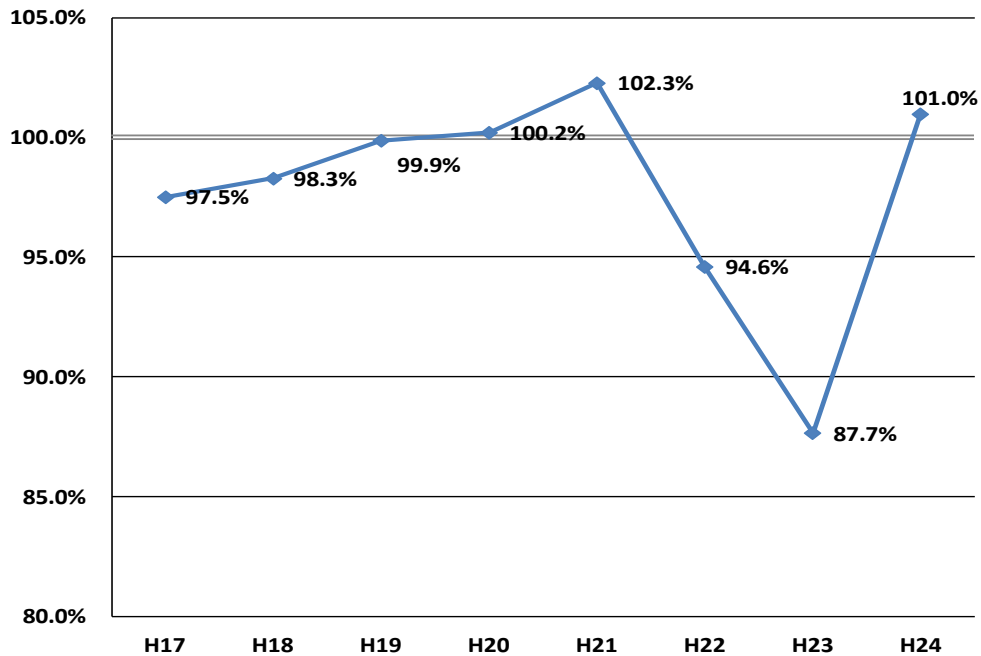


図 43 収入対支出比率の推移 (決算報告書ベース)